

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA170001	環境省	浄化槽の適正な維持管理への支援	浄化槽法 第7条、第11条、第57条 環境省関係浄化槽法施行規則 第55条、第57条 通知 浄化槽法の施行について(昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部部長通知 記6(2)、(3)) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について(平成7年6月20日衛浄第34号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知)	環境省関係浄化槽法施行規則において、指定検査機関の指定に当たっての基準として、申請者が民法第34条の規定により設立された法人でなければならないなどが規定されている。 また、通知において、指定に当たっては、都道府県ごとに一の機関を指定することが適当であるとしているが、現在複数の都道府県において、二以上の機関が指定されている。	c(一部)d)		浄化槽の法定検査は、単に水質のみを測定すれば良いのではなく、浄化槽の内部設備・漏水・変形の有無等の状況、生物膜や汚泥・スカムの生成状況等の検査や、保守点検及び清掃の記録などを検査する書類検査の結果等も勘案して総合的な見地から判定を行うため、計量法に基づく計量証明の事業の登録の基準を満たすことをもって、浄化槽の適正な検査をすることはできない。 また、浄化槽の法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の問題を明らかにし、浄化槽法上の改善命令等の行政処分と深く関係するものであるため高度に中立性及び公平性が求められること、また、検査業務の安定性及び継続性が求められることから、民間法人の業務としてはなじまないものである。 なお、県内で複数の指定検査機関を指定することについては、県内で一つの機関を指定することが適当としているが、複数の都道府県において二以上の機関が指定されており、現行制度下でも対応可能である。		要望者においては、法定検査の受検率の低下を懸念しているところである。浄化槽の法定検査は浄化槽の適正な維持管理を促進するため適切に行われなければならないものであり、既存の指定検査機関において受検に支障が生じた場合に速やかに指定検査機関を追加させることなどを含めた受検率の低下対策如何。	c(一部)d)	-	御指摘の受検率の低迷に関しては、これまで法定検査の法制上の位置付けや未受検者に対する指導監督規定等が明確でなかったことが原因であると指摘されていたところ、今般の浄化槽法改正により、都道府県による指導監督の強化が図られたところである。 また、浄化槽の法定検査を実施するためには、職員が専門的知識等を有することが必要だけでなく、一次回答で述べたとおり、検査業務に関して中立性及び公平性並びに安定性及び継続性が求められることから、浄化槽の法定検査は民間法人の業務としてはなじまないものである。 具体的には、中立性及び公平性に関しては、浄化槽の法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の問題を明らかにするものであり、関係業者の干渉が懸念される一方で、依頼者が個人の家庭であり、専門知識に乏しい検査意欲も高くない現状において、適正な選択が行われにくく、安からう悪からうの検査に陥りやすい構造にあるため、民間事業者による検査では中立性及び公平性が損なわれる可能性がある。なお、行政機関が全国で80万基以上にも達する浄化槽のすべてに立ち入ることは現実的に困難であり、そのためにも指定検査機関が都道府県に代わって行政処分のもととなる検査(結果を踏まえた評価を含む。)を実施する必要があり、指定検査機関の検査において中立性及び公平性が保証されないとは考えられない。 また、安定性及び継続性に関しては、民間事業者の場合は検査業務自体の採算性が問題となるので、受託義務を課したとしても、僻地等の検査に消極的展開が行わず、撤退等による混乱も懸念される。 なお、「一地域一検査機関規制の緩和」については、多くの都道府県において当該都道府県内で一つの機関が指定されている現状をかんがみれば、複数の機関を指定することを指しているものと解釈したところであるが、その場合、前述の僻地等の検査に対する消極性等の懸念もあることから、機関ごとに担当区域を定めることが適当としているところ。
zA170001	環境省	浄化槽法に基づく指定検査機関の公益法人要件の撤廃及び一地域一指定検査機関の規制の緩和	浄化槽法 第7条、第11条、第57条 環境省関係浄化槽法施行規則 第55条、第57条 通知 浄化槽法の施行について(昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部部長通知 記6(2)、(3)) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について(平成7年6月20日衛浄第34号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知)	環境省関係浄化槽法施行規則において、指定検査機関の指定に当たっての基準として、申請者が民法第34条の規定により設立された法人でなければならないなどが規定されている。 また、通知において、指定に当たっては、都道府県ごとに一の機関を指定することが適当であるとしているが、現在複数の都道府県において、二以上の機関が指定されている。	c(一部)d)		浄化槽の法定検査は、単に水質のみを測定すれば良いのではなく、浄化槽の内部設備・漏水・変形の有無等の状況、生物膜や汚泥・スカムの生成状況等の検査や、保守点検及び清掃の記録などを検査する書類検査の結果等も勘案して総合的な見地から判定を行うため、計量法に基づく計量証明の事業の登録の基準を満たすことをもって、浄化槽の適正な検査をすることはできない。 また、浄化槽の法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の問題を明らかにし、浄化槽法上の改善命令等の行政処分と深く関係するものであるため高度に中立性及び公平性が求められること、また、検査業務の安定性及び継続性が求められることから、民間法人の業務としてはなじまないものである。 なお、県内で複数の指定検査機関を指定することについては、県内で一つの機関を指定することが適当としているが、複数の都道府県において二以上の機関が指定されており、現行制度下でも対応可能である。		回答では、法定検査は民間法人の業務としてはなじまないとなるが、指定検査機関の技術的・人的要件に係る指定基準として、浄化槽法環境省関係施行規則第55条第5号により、浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有する者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する環境衛生指導員として浄化槽に関する実務に従事した経験を有する者が置かれているものであること、と定められている。この要件を満たす者を置くことにより、民間機関でも十分対応可能と考えられる。また、法定検査の項目であるBODの検査については、計量法に基づく計量証明の事業の登録を受けている民間機関のまさに得意とする分野であり、より精度・正確さの高い試験結果を得られることが期待できる。見解を示されたい。 法定検査の結果に基づき改善命令等の行政処分を行う場合、行政機関が必ず確認を行うものであり、指定検査機関からのデータのみで行政処分をすることはあり得ない。また、信頼のできるデータを提供している民間機関もある。民間業者が検査業務の安定性及び継続性を欠いているとする論拠を示されたい。 なお、複数の複数の指定検査機関を指定することは現行制度下でも可能とあるが、環境省浄化槽対策室が監修している浄化槽法の解説では、浄化槽法第57条の解説として、「複数の機関が指定される場合には、一つの区域に複数の機関が検査業務を行うことにならぬよう、あるいは、いずれの指定検査機関も検査業務を行うことのない区域ができることのないよう定められること等を目的とする。」と記載されており、暗に一地域に複数の検査機関を指定できないようになっている。このため、二つ以上の機関が指定されている都道府県にあっては、地域を定め、一地域一検査機関としているところであり、回答と矛盾している。複数の指定検査機関の指定が可能であるならば、その旨通知するなど周知徹底を図るべきであり、対応を検討されされたい。	c(一部)d)	-	御指摘の受検率の低迷に関しては、これまで法定検査の法制上の位置付けや未受検者に対する指導監督規定等が明確でなかったことが原因であると指摘されていたところ、今般の浄化槽法改正により、都道府県による指導監督の強化が図られたところである。 また、浄化槽の法定検査を実施するためには、職員が専門的知識等を有することが必要だけでなく、一次回答で述べたとおり、検査業務に関して中立性及び公平性並びに安定性及び継続性が求められることから、浄化槽の法定検査は民間法人の業務としてはなじまないものである。 具体的には、中立性及び公平性に関しては、浄化槽の法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の問題を明らかにするものであり、関係業者の干渉が懸念される一方で、依頼者が個人の家庭であり、専門知識に乏しい検査意欲も高くない現状において、適正な選択が行われにくく、安からう悪からうの検査に陥りやすい構造にあるため、民間事業者による検査では中立性及び公平性が損なわれる可能性がある。なお、行政機関が全国で80万基以上にも達する浄化槽のすべてに立ち入ることは現実的に困難であり、そのためにも指定検査機関が都道府県に代わって行政処分のもととなる検査(結果を踏まえた評価を含む。)を実施する必要があり、指定検査機関の検査において中立性及び公平性が保証されないとは考えられない。 また、安定性及び継続性に関しては、民間事業者の場合は検査業務自体の採算性が問題となるので、受託義務を課したとしても、僻地等の検査に消極的展開が行わず、撤退等による混乱も懸念される。 なお、「一地域一検査機関規制の緩和」については、多くの都道府県において当該都道府県内で一つの機関が指定されている現状をかんがみれば、複数の機関を指定することを指しているものと解釈したところであるが、その場合、前述の僻地等の検査に対する消極性等の懸念もあることから、機関ごとに担当区域を定めることが適当としているところ。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170001	環境省	浄化槽の適正な維持管理への支援	5015	5015A005	1	1	夏目享之	5	浄化槽の適正な維持管理への支援	<p>このたびの浄化槽の一部改正(平成17年5月20日公布、平成18年2月1日施行)により、浄化槽の維持管理について強化されることとなりましたが、特に、法定検査(浄化槽法第7条、第11条の水質検査)の受検率が低いところにおいては、指定検査機関を整備等するなどの措置を講じなければならないと考えられます。</p> <p>そこで、浄化槽の適正な維持管理への支援として、環境省関係浄化槽法施行規則第55条第1項第5号に定める検査員を置き、同施行規則第57条第3号で定める検査の手数料(法定検査料金)で法定検査を実施し、その結果を都道府県知事へ報告する場合には、当分の間(概ね3年間)、計量法第107条で都道府県知事へ登録した計量証明事業者においても、法定検査を行うことができることを要望します。</p>	<p>浄化槽法の第7条、第11条または昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知の記6に「環境省関係浄化槽法施行規則第55条第1項第5号に定める検査員を置き、同施行規則第57条第3号で定める検査の手数料(法定検査料金)で法定検査を実施し、その結果を都道府県知事へ報告する場合には、当分の間(概ね3年間)計量法第107条に定める都道府県知事へ登録した計量証明事業者においても、浄化槽の法定検査を実施できる」などを追加されたい。</p>	<p>浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査(法定検査)は、都道府県知事が指定する指定検査機関が実施することとなっています。このたびの浄化槽の一部改正により、浄化槽の維持管理について強化されることとなりましたが、特に、法定検査の受検率が低いところにおいては、指定検査機関を整備等するなどの所要の措置を講じなければならないと考えられます。</p> <p>そこで、浄化槽の適正な維持管理への支援として、環境省関係浄化槽法施行規則第55条第1項第5号に定める検査員を置き、同施行規則第57条第3号で定める検査の手数料(法定検査料金)で法定検査を実施し、その結果を都道府県知事へ報告する場合には、当分の間(概ね3年間)、計量法第107条に定める都道府県知事へ登録した計量証明事業者においても、法定検査を実施できることを要望します。</p> <p>この措置により、法定検査を実施できる機関が増えるため、浄化槽管理者が容易に法定検査を受検、法定検査の受検率が向上し、浄化槽の適正な維持管理の実施のみならず、生活排水対策へ貢献、法定検査を実施する計量証明事業者は、検査員を置くことを条件とすることから、浄化槽の適正な維持管理のできる人材を雇用、創出、浄化槽法の一部改正による浄化槽の維持管理の強化を支援、都道府県は、計量証明事業者からの報告により、多くの浄化槽の維持管理状況が把握できることから、不適正な浄化槽への行政指導が一層充実し、公共用水域の水質環境を向上させることができるなどの効果が期待できると考えられます。</p>	添付資料 ・概要 ・参考
zA170001	環境省	浄化槽法に基づく指定検査機関の公益法人要件の撤廃及び一地域一指定検査機関の規制の緩和	5057	5057A001	1	1	鳥取県	1	浄化槽法に基づく指定検査機関の公益法人要件の撤廃及び一地域一指定検査機関の規制の緩和	<p>指定検査機関の中立性と公平性を担保しつつ、広く民間検査機関の参入を促すことにより、未受検者の掘り起こし努力やサービスの改善、検査を受けやすくするため、公益法人要件を撤廃する。また、競争原理を働かせるため、出来る限り複数の指定が望ましいので、地域要件等の規制を緩和する。</p>	<p>環境省関係浄化槽法施行規則第55条第2項第1号の削除 ・一地域一検査機関とする指導の中止</p>	<p>浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査の受検率は、平成16年度の全国の結果として、それぞれ84.4%、16.5%と低迷している。これら法定検査の受検率を向上させるためには、広く民間検査機関の参入を促すことにより、未受検者の掘り起こし努力やサービスの改善が期待できる。また、複数の指定検査機関を指定することで競争の原理が働き、相乗効果が期待できる。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA170002	環境省	事業系一般廃棄物(パレット等木くず)の処理に関する規制の見直し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項及び第4項 同法第6条の2第6項及び第7項	木くずは、廃棄物処理法施行令第2条第2号に規定する木くずを除き、一般廃棄物である。	c		個別の企業において一定規模の排出があるか否かという複雑な判断基準により産業廃棄物となることとした場合、同一の企業が排出する廃棄物に関し、その時々での排出量により区分が左右されることとなる。この場合、その時々で廃棄物の区分が異なることとなり、行政の当該廃棄物に係る監督等が困難となるため適当でないと考え、ただし、このような現行制度の下、一般廃棄物は市町村の管理下にあるといえども、排出事業者がその責任において自ら処理しようとする場合、特段の支障がない限り、市町村は事業者が自ら処理することを妨げるものではないことは当然である。また、再生利用を自ら行う場合についても同様である。なお、他人に委託して再生利用をする場合については、再生利用されることが確実であると市町村長が認め、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に係る市町村長の指定の制度があり、市町村とご相談の上、このような指定制度や指定を受けた者の活用も検討されたい。産業廃棄物の区分については、平成14年11月に、産業界及び関係業界等との議論を踏まえ、中央環境審議会による意見書が踏まえ、個別の一般廃棄物については産業廃棄物に振り分けることを検討し、一般廃棄物とされている木くずについては、関係排出事業者団体の意向を確認したところ、一般廃棄物のままでよいとの意向であったため、産業廃棄物としなかったものである。ご指摘のパレットについては、貴団体の会員企業のみから排出されるものではないことも踏まえ、ご要望があれば、関係の産業界の御意見を伺い、改めて、産業廃棄物に振り分けることとすることが良いのではないかと考えているので、この点についてご検討いただきたい。	回答では、市町村と相談の上、このような指定制度や指定を受けた者の活用も検討されたいとあるが、市町村に相談しても市町村によって対応が異なる。 木くずを産業廃棄物処理施設で処理する場合、特例措置や個別の指定制度があるのは理解しているが、前者は委託業者に一般廃棄物の業の許可、後者は委託業者に一般廃棄物の施設の許可が必要となる。 、 とも木くずの処理がスムーズに行われない原因であることから、新たな措置を図るなど制度的な対応を検討され示されたい。 また、回答には、ご要望があれば、関係の産業界の御意見を伺い、改めて、産業廃棄物に振り分けることとすることがどうかを検討するところとあるが、木くず・パレットに関する処理規制の見直しについては、以前より要望されているもので、そもそも産業廃棄物に指定されているのはわずかに20品目であり、指定の基準も明らかではないことから、廃棄物の区分の見直しを含めて検討され、具体的なスケジュール(実施時期)を示されたい。	c	-	要望理由を読む限りにおいては、木くずを有効にリサイクルするためのご要望と認識しており、市町村に任せてはリサイクルが進まないとの御意見もあったので、事業系一般廃棄物も含めて一般廃棄物の処理の統括的な責任のある市町村において活用可能な制度があるため、市町村との相談をおすすめしたものであり、地域の特性や市町村の創意を活かすことをもって木くずの処理がスムーズに行われない、とご指摘は画一的な見方であると考え。 また、についても、業の許可や施設設置許可が必要となるが、直ちに木くずの処理がスムーズに行われない、この原因になるとは考えていない。 いずれにしても、前回回答のとおり、そもそも平成14年11月の中央環境審議会による意見書が踏まえ、ご指摘の木くずについて、関係排出事業者団体の意向を確認したところ、一般廃棄物のままでよいとの意向であったため、産業廃棄物としなかったものである。したがって、御要望については、再度関係の産業界のご意見を伺い、産業廃棄物とすることについて産業界で集約された意見を踏まえ、改めて産業廃棄物に振り分けることとすることがどうかを検討することが適切と考えている。 なお、産業廃棄物については、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、多量発生性・有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任より処理すべきものを産業廃棄物としているところであり、「指定の基準も明らかではないこととから…」のご指摘は当たらない。(個別の企業により一定規模以上の排出があるか否かという基準で、産業廃棄物か否かを判断することは適当でないことについては前回回答のとおり、)	
zA170002	環境省	木くずリサイクルの処理方法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項及び第4項 同法第6条の2第6項及び第7項	木くずは、廃棄物処理法施行令第2条第2号に規定する木くずを除き、一般廃棄物である。	c		個別の企業において一定規模の排出があるか否かという複雑な判断基準により産業廃棄物となることとした場合、同一の企業が排出する廃棄物に関し、その時々での排出量により区分が左右されることとなる。この場合、その時々で廃棄物の区分が異なることとなり、行政の当該廃棄物に係る監督等が困難となるため適当でないと考え、ただし、このような現行制度の下、一般廃棄物は市町村の管理下にあるといえども、排出事業者がその責任において自ら処理しようとする場合、特段の支障がない限り、市町村は事業者が自ら処理することを妨げるものではないことは当然である。また、再生利用を自ら行う場合についても同様である。なお、他人に委託して再生利用をする場合については、再生利用されることが確実であると市町村長が認め、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に係る市町村長の指定の制度があり、市町村とご相談の上、このような指定制度や指定を受けた者の活用も検討されたい。産業廃棄物の区分については、平成14年11月に、産業界及び関係業界等との議論を踏まえ、中央環境審議会による意見書が踏まえ、個別の一般廃棄物については産業廃棄物に振り分けることを検討し、一般廃棄物とされている木くずについては、関係排出事業者団体の意向を確認したところ、一般廃棄物のままでよいとの意向であったため、産業廃棄物としなかったものである。ご指摘のパレットについては、貴団体の会員企業のみから排出されるものではないことも踏まえ、ご要望があれば、関係の産業界の御意見を伺い、改めて、産業廃棄物に振り分けることとすることが良いのではないかと考えているので、この点についてご検討いただきたい。	回答では、市町村と相談の上、このような指定制度や指定を受けた者の活用も検討されたいとあるが、市町村に相談しても市町村によって対応が異なる。 木くずを産業廃棄物処理施設で処理する場合、特例措置や個別の指定制度があるのは理解しているが、前者は委託業者に一般廃棄物の業の許可、後者は委託業者に一般廃棄物の施設の許可が必要となる。 、 とも木くずの処理がスムーズに行われない原因であることから、新たな措置を図るなど制度的な対応を検討され示されたい。 また、回答には、ご要望があれば、関係の産業界の御意見を伺い、改めて、産業廃棄物に振り分けることとすることがどうかを検討するところとあるが、木くず・パレットに関する処理規制の見直しについては、以前より要望されているもので、そもそも産業廃棄物に指定されているのはわずかに20品目であり、指定の基準も明らかではないことから、廃棄物の区分の見直しを含めて検討され、具体的なスケジュール(実施時期)を示されたい。	c	-	要望理由を読む限りにおいては、木くずを有効にリサイクルするためのご要望と認識しており、市町村に任せてはリサイクルが進まないとの御意見もあったので、事業系一般廃棄物も含めて一般廃棄物の処理の統括的な責任のある市町村において活用可能な制度があるため、市町村との相談をおすすめしたものであり、地域の特性や市町村の創意を活かすことをもって木くずの処理がスムーズに行われない、とご指摘は画一的な見方であると考え。 また、についても、業の許可や施設設置許可が必要となるが、直ちに木くずの処理がスムーズに行われない、この原因になるとは考えていない。 いずれにしても、前回回答のとおり、そもそも平成14年11月の中央環境審議会による意見書が踏まえ、ご指摘の木くずについて、関係排出事業者団体の意向を確認したところ、一般廃棄物のままでよいとの意向であったため、産業廃棄物としなかったものである。したがって、御要望については、再度関係の産業界のご意見を伺い、産業廃棄物とすることについて産業界で集約された意見を踏まえ、改めて産業廃棄物に振り分けることとすることがどうかを検討することが適切と考えている。 なお、産業廃棄物については、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、多量発生性・有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任より処理すべきものを産業廃棄物としているところであり、「指定の基準も明らかではないこととから…」のご指摘は当たらない。(個別の企業により一定規模以上の排出があるか否かという基準で、産業廃棄物か否かを判断することは適当でないことについては前回回答のとおり、)	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170002	環境省	事業系一般廃棄物(パレット等木くず)の処理に関する規制の見直し	5026	5026A001	1	1	社団法人日本産業機械工業会	1	事業系一般廃棄物(パレット等木くず)の処理に関する規制の見直し	事業系一般廃棄物(木くず)について、一定量以上の排出がある場合には、産業廃棄物と同等の処理方法が適用されるよう、規制の見直しを要望します。		<p>廃棄物処理法が改正され、「一般廃棄物」は「一般廃棄物許可業者に委託すること」が明文化され、昨年12月に施行された。</p> <p>一方、当会会員企業は、循環型社会形成を目指して、パレットなどの木くずをリサイクル業者(産業廃棄物処理許可業者)に処理を委託している。</p> <p>今回の改正で、従来のリサイクル業者が一般廃棄物の許可を持っていない問題はないが、一般廃棄物処理業の許可を持っていない例もある。また、自治体の中には、木くずを「30cm以下」にすれば処理を引き受ける(あまり汚れている場合には処理してもらえない)ケースもあるが、その際も殆どの自治体では単純焼却処理であり、有効にリサイクルされず、今まで資源循環に勤めた企業側の努力が無駄になってしまう。</p>	
zA170002	環境省	木くずリサイクルの処理方法	5087	5087A002	1	1	ソニー株式会社	2	木くずリサイクルの処理方法	木くずの処理方法について、(排出規模などのある一定条件によって)産業廃棄物とみなし、産業廃棄物処理と同等の処理方法の適用が可能な措置を検討いただきたい。		<p>現在、木くずについては、“建設業”および“木材又は木製品の製造業”を除き、一般廃棄物として分類されるため、木材パレットなど、事業所から出る木くずについて、産業廃棄物処理業者による処理が不可能である。一般廃棄物として処理される際、焼却処理がされるケースが多く、資源の有効利用からは望ましくない場合も生じる。資源のより有効な再利用を実施可能とするためにリサイクルプロセスにのせられるよう、産業廃棄物と同等の処理方法の適用をお願いしたい。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170003	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外」	外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国人投資家」と規定され、体内直接投資等の事前届出、または事後報告が義務づけられている。	c	-	ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要がある。非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。					
zA170003	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国人投資家」と規定され、体内直接投資等の事前届出、または事後報告が義務づけられている。	c	-	ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要がある。非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170003	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外」	5034	5034A011	1	8	(社)関西経済連合会	11	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外」	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる、適用除外とする措置を検討いただきたい。		本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで、対内直接投資の届出の必要性や対外直接投資の届出の必要性が変動するとすれば、いたずらな混乱を招くものと考えられる。資本市場の国際化の実態に見合った対応が望まれる。	
zA170003	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5088	5088A044	1	8	社団法人リース事業協会	44	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国人株式保有比率50%超の企業で、実質的に外国人支配下でない企業における外為法上の「外国投資家」規制の適用除外を要望する。	形式上の規制適用による不要な事務コストが削減される。	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる、適用除外とする措置を検討いただきたい。本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで外為法上の属性が変化するようでは、いたずらに混乱を招き、不用な事務等が発生する。資本市場における国際化に配慮した対応を願いたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170004	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入		外国出張時に、止むを得ず現地での精算を必要とする場合に限りクレジットカードを使用させている。	c	-	支払行為において職員個人が精算を行うことは非常に限られている。国の会計制度に変更がない限りはクレジットカードの普及は不可と考える。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	c	-	購買カードについては、職員個人の支払行為であり、国の会計制度とは関連しない。出張旅費、物品購入についてはADAMS、日銀等を経由して決済されており、現状ではクレジットカード等の必要性は見当たらない。 法律等については、国全体共通であり、個別省庁で回答すべきものではないと考える。
zA170004	全府省	公務員経費のカード決済		外国出張時に、止むを得ず現地での精算を必要とする場合に限りクレジットカードを使用させている。	c	-	支払行為において職員個人が精算を行うことは非常に限られている。国の会計制度に変更がない限りはクレジットカードの普及は不可と考える。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	c	-	購買カードについては、職員個人の支払行為であり、国の会計制度とは関連しない。出張旅費、物品購入についてはADAMS、日銀等を経由して決済されており、現状ではクレジットカード等の必要性は見当たらない。 法律等については、国全体共通であり、個別省庁で回答すべきものではないと考える。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170004	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	13	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジット決済の導入	
zA170004	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	13	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170004	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】		外国出張時に、止むを得ず現地での精算を必要とする場合に限りクレジットカードを使用させている。	c	-	支払行為において職員個人が精算を行うことは非常に限られている。国の会計制度に変更がない限りはクレジットカードの普及は不可と考える。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	c	-	購買カードについては、職員個人の支払行為であり、国の会計制度とは関連しない。出張旅費、物品購入についてはADAMS、日銀等を經由して決済されており、現状ではクレジットカード等の必要性は見当たらない。法律等については、国全体共通であり、個別省庁で回答すべきものではないと考える。
zA170004	全府省	クレジットカード決済による支払業務		外国出張時に、止むを得ず現地での精算を必要とする場合に限りクレジットカードを使用させている。	c	-	支払行為において職員個人が精算を行うことは非常に限られている。国の会計制度に変更がない限りはクレジットカードの普及は不可と考える。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	c	-	購買カードについては、職員個人の支払行為であり、国の会計制度とは関連しない。出張旅費、物品購入についてはADAMS、日銀等を經由して決済されており、現状ではクレジットカード等の必要性は見当たらない。法律等については、国全体共通であり、個別省庁で回答すべきものではないと考える。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170004	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	13	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
zA170004	全府省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	13	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難であると考えます。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要なことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものと考えます。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考えます。このため、御省においても導入をお願いしたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA170005	環境省	「濃縮音泉水」を温泉法に基づく温泉と同等に扱ってほしい。	温泉法第2条、第13条	温泉法第2条により規定された温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	c	-	温泉法において、「温泉」とは、地中から湧き出る温水、鉱水及び水蒸気その他ガス(炭酸水素を主成分とする天然ガスを除く。)で摂氏25度以上の温度又は法に定める物質を有するものをいうと定義されており、自然物である温泉については、人体に有害なものを含有しているものもあることから、温泉法第13条第1項の規定により公共の浴用等に供する場合に許可にかからしめることとしている。 しかし、「濃縮温泉」は、人為的な処理により製造された入浴剤類似の製品であり、その使用に当たり、何らかの希釈を必要とすることから、温泉法上の温泉ということとはできない。そのため、温泉の濃縮に係る性状の変更等に関しては、温泉法では基準は設けていない。		「温泉」の定義については、温泉法第2条に明記されている以外になく、また、要望者は、「濃縮温泉」は、源泉から湧き出る天然温泉の水分のみを蒸発させる加工をしたものであり、添加物、化学薬品等の使用は一切なく、天然温泉の成分の変更はしてならず、「濃縮温泉」を使用する際に、水道水等により希釈した場合も源泉成分の変更はほとんどないことから、「濃縮温泉」は同条の規定に適合するものと考えているが、製造、濃縮、希釈その他の過程を経てという理由で「温泉」に該当しないと判断している。法に適合しているにもかかわらず、現在行われているレジオネラ菌対策などの温泉の衛生対策から考慮しても、恣意的な解釈と解さざるを得ない。 したがって、「温泉」の定義に関して、以下御検討いただきたい。 より具体的な内容を法令等により示すことができない場合には、いわゆる「濃縮温泉」を「温泉」として扱うということを明らかにすること。 より具体的な内容(いわゆる「濃縮温泉」)についての考え方を示す。)	c	-	「温泉」を原材料とし人為的な処理(濃縮)により製造された「濃縮温泉」は、人工的・科学的に作り出された入浴剤等の製品とその成分により判別することが困難である。また、原料にどのようなものを使用しているかも製品から判別できず、社会的混乱を招くおそれがあると考えられる。 「濃縮温泉」を製造販売し営業活動をしている業者について全体像を把握していないが、インターネットを検索しただけでも相当数にのぼっている。 仮に「濃縮温泉」を温泉法上の「温泉」とする場合には、従来からその製品を使用してきた公衆浴場等に温泉法上の利用許可を義務付けることとなる。 また、「温泉」を原材料として製造された一部の入浴剤等の利用に対しても、利用の許可を得なければならなくなる。このようなことは規制の強化となるが、解釈の変更が妥当であるか疑問である。 なお、レジオネラ菌対策などの衛生対策については、公衆浴場法並びに旅館業法により、都道府県知事が条例で定める対策であり、温泉法によるものではない。
zA170006	文部科学省 環境省	放射線障害防止法の一部改正後における廃棄物の適正処理	なし	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「RI法」という。)においては、従来より放射線を放出する同位元素すべてを規制するのはなく、一定の放射能(Bq)・濃度(Bq/g)(以下「規制下限値」という。)を超える放射線を放出する同位元素のみを「放射性同位元素」と定義して、規制を行ってきた。 平成16年6月のRI法改正(平成17年6月施行)は、国際原子力機関(IEAE)等の国際機関等の定めた国際安全基準免除レベル(以下「国際免除レベル」という。)を規制下限値に取り入れることを目的としている。国際免除レベルは、通常時では実効線量を年間10μSv、事故時では実効線量を年間1mSv、かつ、線源の一年間の使用による集団線量が1man・Svを超えないとする基準線量を定めた上で、一定のシナリオに基づく被ばく計算により、核種ごとに設定された規制を免除する具体的な数値基準であり、核種ごとの放射能・濃度からなる。	e	-	国際免除レベルは、国際機関により合意された科学的根拠に基づき線量基準を用いて、核種の特性を反映し核種ごとに計算されたものであり、我が国の関連法令への取入れについては放射線審査委員会本部会での科学的な検討がなされた結果、規制対象から外れる放射性同位元素からの被ばくに対する国民の安全性を担保する観点から問題はなく、国際免除レベルを国内法令に取り入れることは適切とされている。 このようなことから、ご要望理由の「処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生への影響を及ぼすおそれ、及び「利用先における放射能汚染」は通常想定されず、また、規制下限値を超える放射性同位元素の使用をする場合、液体状の放射性同位元素によって汚染されたものの廃棄についてはRI法の規制を受けることとなるため「し尿処理施設、汚泥処理センターなどが汚染されるおそれはない」と考えられる。したがって、ご要望の内容にあるような「処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生に影響を及ぼすおそれがある」とのご指摘は事実誤認であり、特段の措置を講じる必要はないと考える。 なお、改正前のRI法においては規制下限値は物理的半減期等に基づき第1～4群に区分して定めていたのに対し、国際免除レベルを導入した改正後のRI法においては規制下限値は核種ごとに定められている。そのため、核種によって規制下限値が大きくなる(規制が緩和される)ものもあれば、規制下限値が小さくなる(規制が強化される)ものもあり、一概には規制緩和とは言えない状況となっている。また規制の対象となる核種自体が変わるわけではない。		RI法の改正により、規制の対象外となった者が所持していたRI法の適用を受けた放射性同位元素の廃棄方法については、適切な指導が行われるべきであると考えられるが如何。また、RI法の改正に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「水質汚濁防止法」などのいわゆる環境法令の検討状況如何。	e	-	廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の措置という点については、前回お答えしたとおり特段の措置を講じる必要はないと考える。 また、環境基本法第十三条において「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。」と規定されており、RI法の改正にあたって御指摘の環境法令では特段の検討を必要としない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170005	環境省	「濃縮音泉水」を温泉法に基づく温泉と同等に扱ってほしい。	5001	5001A001	1	1	株式会社 ヒロ	1	「濃縮音泉水」を温泉法に基づく温泉と同等に扱ってほしい。	<p>「濃縮温泉」は人為的に手を加え製造しているためその性情の健康が大きいと回答されているので、これに関する基準値、測定手段、測定機器類を明確に示してください。温泉利用許可施設の温泉は、その性情の変更が小さいと回答されたが、温泉利用施設(浴槽)における性情について、加温、加水、ろ過循環、塩素投入、タンクロ-リ-による温泉受給等々は何を基準にして性情の変更が小さいか基準をお示し下さい。濃縮温泉は製造していると回答されていますが、「製造」の定義をお示し下さい。</p>	<p>「濃縮温泉」は、湧出する源泉をそのままの成分を維持させ、水分のみを一時的に除去し、「濃縮温泉」を利用する場所において所定の倍率に水で希釈すればほぼ(95%程度)元の源泉温泉に戻り、温泉の効能、効果はほぼ源泉のとおりになる。(清潔装置) 源泉温泉を、コンパクトにして、温泉地に向くことができない方々のために製品コスト並びに輸送コストを下げ、誰にも温泉を利用してもらえるよう事業化するものである。濃縮温泉は天然温泉の温泉成分を生かし、医師による温泉療法を家庭で行い健康増進に役立つ。</p>	<p>温泉利用許可施設における浴槽内の温泉は、温泉法に基づく温泉ではない。多くの温泉法に基づく温泉利用許可施設の浴槽内温泉は、温泉法による偽りの温泉を、温泉法及び公衆浴場法によって保護されている。新規に開発したもの(濃縮温泉)は認めないための理由を苦勞して考えて作り出している。「濃縮温泉」に関して、成分のデータ(温泉成分分析結果書)等の提出をさせて、何ら支障がない場合は、温泉法に基づく温泉として認めるべきである。違法である温泉利用許可は取り消すべきである。法の平等</p>	
zA170006	文部科学省 環境省	放射線障害防止法の一部改正後における廃棄物の適正処理	5015	5015A002	1	2	夏目亨之	2	放射線障害防止法の一部改正後における廃棄物の適正処理	<p>このたびの「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の一部改正により、規制対象外となった者や基準以下の放射性同位元素を新たに使用などする者が使用等した放射性同位元素を産業廃棄物や一般廃棄物などとした場合には、処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生に影響を及ぼすおそれがあることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正や通達等を出すなどの措置を行うことを強く要望します。</p>	<p>廃棄物の適正処理、廃棄物処理に従事する人の健康、生活環境の保全及び廃棄物の有効利用の促進などに影響を与えないため、例えば、改正前の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等で定めた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における「特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物」として追加したり、それを収集、運搬、処分等する場合の基準(委託基準を含む。)を新設したり、改正前の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等で定めた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を、廃棄物処理法における「特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物」として追加したり、それを収集、運搬、処分等する場合の基準(委託基準を含む。)を新設したり、改正前の放射線障害防止法等で定めた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を適正に処理する場合の留意事項を通知したりするなどの措置をとられたい。</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下、「放射線障害防止法」という。)の一部改正等により、17年6月1日以降、同法令等で規制されていた放射性同位元素の基準が緩和され、廃棄物処理業者や廃棄物の有効利用先に影響を及ぼしたり、ごみを増加させたりするおそれが出てきました。</p> <p>例えば、放射線障害防止法に基づく廃止届出により規制対象外となった者や放射線障害防止法の基準以下の放射性同位元素を新たに使用などする者が使用等した放射性同位元素を産業廃棄物や一般廃棄物などとした場合には、処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生への影響を及ぼすおそれがあること、焼却灰やし尿・浄化槽汚泥を有効利用している場合は、利用先における放射能汚染が考えられること、17年5月11日、文部科学省の「パブリックコメント」で提出された意見等に対する回答のp.9-p.11によると、液体状の放射性同位元素で汚染されたものを排水することは問題ないと言っている様子であり、し尿処理施設、汚泥再生処理センターなどが汚染されるおそれがあることが考えられます。</p> <p>そこで、廃棄物処理に従事する人の健康、生活環境の保全、廃棄物の有効利用の促進などに影響を与えないため、例えば、改正前の放射線障害防止法等で定めた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を、廃棄物処理法における「特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物」として追加したり、それを収集、運搬、処分等する場合の基準(委託基準を含む。)を新設したり、改正前の放射線障害防止法等で定めた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を適正に処理する場合の留意事項を通知したりするなどの措置を強く要望します。</p> <p>この措置により、今までどおりの生活環境の保全や公衆衛生の向上を図れること、廃棄物の適正処理、廃棄物の減量化を維持できること、廃棄物処理業に従事する者への健康被害を未然に防止できることなどの効果が期待できると考えられます。</p>	添付資料 概要 参考

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	
zA170007	環境省	検査結果の報告による浄化槽法定 検査の緩和措置	浄化槽法 第11条、 第57条 通知 浄化槽法第7条及び 第11条に基づく浄化 槽の水質に関する 検査の検査内容及 び方法、検査票、検 査結果の判定等に ついて (平成7年6月20日衛 浄第34号環境省大 臣官房廃棄物・リサ イクル対策部廃棄物 対策課浄化槽推進 室長通知)	浄化槽法において、浄化槽管理者は、 都道府県が指定する指定検査機関の 行う検査を毎年一回受けなければなら ないとされている。また、法定検査の項 目は、外観検査、水質検査及び書類検 査とされている。	c	-	浄化槽法第11条に規定される定期検 査(第11条検査)は、浄化槽の保守点 検及び清掃が適正に実施され、浄化槽 の所期の処理機能が確保されているか 否かを確認するためのものである。 第11条検査は、単に水質のみを測定す れば良いのではなく、浄化槽の内部設 備・漏水・変形の有無等の状況、生物 膜や汚泥・スカムの生成状況、悪臭の 発生状況、消毒剤の有無等を検査する 外観検査や、保守点検及び清掃の記 録等を検査する書類検査の結果等も動 案して総合的な見地から判定を行うた め、水質汚濁防止法に定める水質測定 を実施することのみをもって、第11条検 査を行ったとみならずには不十分であり、 対応不可と考える。						
zA170008	環境省	浄化槽管理者の義務の軽減	浄化槽法 第11条 環境省関係浄化槽 法施行規則第9条 通知 浄化槽法第7条及び 第11条に基づく浄化 槽の水質に関する検 査の項目、方法その 他必要な事項につ いて (平成7年6月20日衛 浄第33号厚生省生 活衛生局水道環境 部長通知) 浄化槽法第7条及び 第11条に基づく浄化 槽の水質に関する 検査の検査内容及 び方法、検査票、検 査結果の判定等に ついて (平成7年6月20日衛 浄第34号環境省大 臣官房廃棄物・リサ イクル対策部廃棄物 対策課浄化槽推進 室長通知)	浄化槽法において、浄化槽管理者は、 都道府県が指定する指定検査機関の 行う検査を毎年一回受けなければなら ないとされている。また、法定検査の項 目は、外観検査、水質検査及び書類検 査とされている。	c	-	浄化槽法第11条に規定される定期検 査(第11条検査)は、外観検査、水質検 査及び書類検査を併せて行い、総合的 に判定することにより、保守点検及び清 掃が適正に実施され、浄化槽の所期の 処理機能が確保されているかを確 認するためのものである。 第11条検査以外によって、保守点検及 び清掃が適正に実施されているかを判 断することができるか不明であり、御提 案の内容については対応不可であると 考える。		以下の再意見を踏まえて、外観検査の 見直しについて再検討いただきたい。 (要望者再意見) 第11条検査における外観検査はご説 明にもあるとおり深い意味のあるところ ですが、浄化槽管理者にしてみれば、 保守点検業者が実施しても、指定検査 機関が実施しても、大差が無いように 見えてしまいます。最近では、浄化槽の タイプも豊富となったことから、保守 点検における確認項目の細分化、保 守点検の確認項目とは異なる浄化槽 全体としての機能の確保という観点か らの外観検査の内容の見直しを行うな どして違いを明確にし、浄化槽管理者 が理解しやすいような内容となるよう にしていきたいと考えます。		c	-	保守点検は、浄化槽の点検、調整又 はこれらに伴う修理をする作業であり、 設置者又は民間業者が管理として行う ものである。一方、第11条検査は、保守 点検を含めた浄化槽の維持管理が適 正に行われ、浄化槽の機能が正常に 維持されているかを確認するため、公 の監視の一環として、第三者である指 定検査機関が公正中立に検査するも のである。 したがって、保守点検と法定検査では 趣旨が異なり、別の観点から行われる ものであるため、違いを明確にすべきと の御指摘には当たらないと考える。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170007	環境省	検査結果の報告による浄化槽法定検査の緩和措置	5015	5015A003	1	1	夏目享之	3	検査結果の報告による浄化槽法定検査の緩和措置	水質汚濁防止法に定める特定事業場において、浄化槽の方流水を特定施設の汚水等と併せて排水処理施設で処理し、公共用水域等へ排出する場合は、浄化槽の清掃・保守点検の記録及び排出水の汚染状態の測定結果を事業者自ら都道府県へ報告した場合には、浄化槽の法定検査を行ったと見なすことができるよう要望します。	例えば、浄化槽法第11条の一部改正により、ただし書きを追加したり、平成7年6月20日衛浄第33号・第34号、平成8年3月25日衛浄第17号中、検査結果の判定などの事項において、「水質汚濁防止法に定める特定事業場において、浄化槽の方流水を特定施設の汚水等と併せて排水処理施設で処理し、公共用水域等へ排出する場合は、浄化槽の清掃・保守点検の記録及び排出水の汚染状態の測定結果を事業者自ら都道府県へ報告した場合には、浄化槽の法定検査を行ったと見なすことができる。」などを追加したりされたい。	浄化槽法に定める浄化槽管理者には、清掃・保守点検、法定検査を行うなどとして、適正な維持管理を行うことが義務付けられています。また、水質汚濁防止法に定める特定事業場は、排出水の汚染状態を測定する義務や排水基準、上乗せ排水基準等が課せられており、基準を超過した場合には直罰となります。こうした状況にあって、浄化槽の方流水を特定施設の汚水等と併せて排水処理施設で処理し、公共用水域等へ排出する場合であっても、浄化槽法に定める法定検査と水質汚濁防止法に定める排出水の汚染状態を測定することとなりますが、公共用水域等への排水等による環境への負荷を考えた場合には、水質汚濁防止法に定める排出水の測定を行うのみで十分と考えられます。浄化槽の清掃・保守点検は、有資格者である清掃業者(市町村長の許可を得た者)や保守点検業者(都道府県知事等の登録を受けた者等)によって適切に行われていること、浄化槽の法定検査の項目と水質汚濁防止法の排水基準の項目とは重複する事項があること、浄化槽の方流水の水質には直罰規定がないこと、水質汚濁防止法の排水基準等には直罰規定があることから、当該事例の場合には、浄化槽の清掃・保守点検の記録及び排出水の汚染状態の測定結果を事業者自ら都道府県へ報告した場合には、浄化槽の法定検査を行ったと見なすことができるよう要望します。この措置により、法定検査の事業者の負担を軽減し、検査結果の報告により、事業者の社会的責務や環境保全への取組姿勢を提示することによる事業者の意識の高揚、都道府県等は、浄化槽や特定施設の維持管理状況をさらに把握可能となるなどの効果が期待できると考えられます。	添付資料 ・概要 ・参考
zA170008	環境省	浄化槽管理者の義務の軽減	5015	5015A004	1	1	夏目享之	4	浄化槽管理者の義務の軽減	浄化槽法に定める浄化槽管理者には、清掃・保守点検・法定検査により適正な維持管理を行うことが義務付けられています。このうち、法定検査の内容については、大別して書類検査、外観検査、水質検査の3種類があり、外観検査については、保守点検の内容とほぼ同じとなっています。そこで、浄化槽の清掃・保守点検を適正に実施している浄化槽管理者については、法定検査の内容のうち、清掃・保守点検の実績をもって、外観検査を省略することができるよう要望します。	浄化槽法の法定検査(第11条関係)について、平成7年6月20日衛浄第33号・第34号、平成8年3月25日衛浄第17号中、外観検査の事項において、「清掃・保守点検が適正に行われている場合には、外観検査を省略することができる。」などを追加されたい。	浄化槽法に定める浄化槽管理者には、清掃・保守点検・法定検査により適正な維持管理を行うことが義務付けられています。このうち、法定検査の内容については、大別して書類検査、外観検査、水質検査の3種類があり、外観検査については、保守点検の内容とほぼ同じとなっています。このたびの法の一部改正により、浄化槽の維持管理が強化されましたが、全国約880万基の浄化槽の法定検査を適正に行うためには、法定検査の内容を整理する必要があると考えられます。そこで、浄化槽の清掃・保守点検を適正に実施している浄化槽管理者については、法定検査の内容のうち、清掃・保守点検の実績をもって、外観検査を省略することができるよう要望します。この措置により、検査項目の削減により、法定検査料金の値下げの実施が可能、法定検査料金の値下げによる法定検査実施件数の増加により、浄化槽の適正な維持管理の徹底を推進、法定検査料金の値下げによる受検が容易になることが予想されるため、浄化槽法の一部改正による浄化槽の維持管理の強化を支援、検査項目の軽減により、指定検査機関が行う検査件数が増加、検査項目の削減により、保守点検業者と指定検査機関とのトラブルを解消、都道府県は、指定検査機関の報告により、多くの浄化槽の維持管理状況が把握できることから、不適正な浄化槽に対する行政指導が一層充実するなどの効果が期待できると考えられます。	添付資料 ・概要 ・参考

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA170009	環境省 経済産業省	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	バーゼル法第2条第1項、輸出貿易管理令別表第2の35の2、バーゼル法第4条第1項、外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条および関係通達	船舶法第1条に規定する日本船舶であって、次の及びの要件を同時に満たす船舶は、バーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するため、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物となる。 解撤等による金属の回収等、バーゼル条約附属書に掲げる処分作業を行うために輸出される船舶石綿又はPCB等バーゼル条約附属書に掲げる物質を船舶本体に含有することによりバーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶 したがって、当該船舶の輸出をしようとする者は、当該船舶が仕向地まで自航されるものであるか、曳航等により運搬されるものであるかを問わず、バーゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受ける必要がある。	c	-	バーゼル法の規制対象となる船舶についての解撤目的の輸出は不可能ではなく、バーゼル法の手続きを経れば可能である。バーゼル条約では、特定有害廃棄物等を輸出する際には、輸入国・通過国への事前通告と同意取得、環境上適正な処理がなされることの確認、移動書類の携帯等の必要な措置を義務づけている。輸出申請に対しては、同条約の国内担保法であるバーゼル法に基づき、輸入国・通過国への事前通告・同意取得、環境汚染防止のために必要な措置が講じられているかの確認等、バーゼル条約で定められている必要最低限の措置・手続き等を経て輸出承認を行うこととしており、これ以上の手続きの簡素化は同条約に反することとなるため不可能である。このため、輸出に当たっては同法に基づく手続きを踏まれるようお願いする。					
zA170010	環境省	廃プラスチック焼却に関する許可対象の見直し	廃棄物処理法第15条第1項、廃棄物処理法施行令第7条第8号	廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)による許可制とされている。	c	-	廃プラスチック類の焼却施設のうち一日当たりの処理能力が100kgを超えるもの又は火格子面積が2平方メートル以上のものは、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性が確保されていない場合は、廃棄物が安定化・無害化されず、施設そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあることから、許可の対象から除外することはできない。		回答では、廃プラスチック類の焼却設備のうち、1日あたりの処理能力が100kgを超えるもの又は火格子面積が2㎡以上のものは、廃棄物が安定化・無害化されなければ施設そのものが生活環境保全上の支障を生じさせる恐れがあるとするが、何をもちて安定化・無害化とするのかを明確に示されたい。 また、要望者より、次のような小型焼却炉の実証試験結果があるとの指摘がある。 例1:300kg/d・1.81㎡ ごみ投入量241.6kg中プラスチック類80.0kg(構成33.1%) 排ガスダイオキシン類濃度 0.056ng-TEQ/㎡N NOx 39.8ppm SOx 3.19ppm 例2:221kg/d・1.1㎡ ごみ投入量68kg中プラスチック類33.3kg(構成33.3%) 排ガスダイオキシン類濃度 0.88ng-TEQ/㎡N NOx 29ppm SOx 1ppm 例3:216kg/d・1.0㎡ ごみ投入量161.6kg中プラスチック類80.0kg(構成49.8%) 排ガスダイオキシン類濃度 0.21ng-TEQ/㎡N NOx 98.7ppm SOx 5.3ppm いずれも、ダイオキシン類等の発生を十分に抑制できるとの指摘である。 この点について、安定化・無害化に当たるとの点の見解を示されるとともに、改めて対応を検討され示されたい。	c	-	廃プラスチック類の焼却施設のうち廃棄物処理法施行令第7条第8号に掲げる許可施設において、廃棄物を安定化・無害化するには、廃棄物処理法施行規則第12条の6及び第12条の7第5項又は第6項に定める産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に従って、生活環境の保全上の支障が生じないよう廃棄物を処理することである。また、お示し頂いた実証試験結果は、どのような構造の設備で、どのような維持管理を行った場合の結果であるのか不明であるが、あくまで許可施設における焼却の一事例であり、廃プラスチック類の混合割合も常時一定に保つことは困難であることから、この結果をもって、100kg/時未満の廃プラスチック類の焼却施設一般について、許可施設に係る構造基準及び維持管理基準を遵守させる必要はないとするのは困難である。以上により、ダイオキシン類対策として基準を強化してきた経緯に照らしても、本件要望を規制緩和の合理的な理由として認めることは困難である。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170009	環境省 経済産業省	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	5022	5022A005	1	2	社団法人日本船主協会	5	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、「バーゼル法」)を所管する各省庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。		有害廃棄物の国境移動を規制するバーゼル条約は、その制定当時国境を越えて自由に活動する船舶をその対象とすることが考慮されていなかったため、船舶に適用した場合、安全運航に必要な船舶の構造や設備機器に含まれる有害物質の除去を求められることがあるなど、多くの実行・実効上の問題が生じる。このためバーゼル条約締約国会議では同条約を船舶に適用することについて明確な結論を出しておらず、国際海事機関、国際労働機関と協調しつつ環境上適切な船舶解撤のための現実的な解決策を検討することとしている。このような状況下、多くの国が慎重な対応をとる中、わが国では、平成11年5月の通達により同条約の日本籍船への適用を決定しており、実質的に同籍船の解撤目的での輸出が困難となっている。従って、日本籍船につきまとうこのハンディキャップを除去し円滑な解撤を確保するために、同通達の廃止を求める。	
zA170010	環境省	廃プラスチック焼却に関する許可対象の見直し	5026	5026A002	1	1	社団法人日本産業機械工業会	2	廃プラスチック焼却に関する許可対象の見直し	ダイオキシン類の発生を十分に抑制できる小型焼却炉が開発されていることから、廃プラスチック焼却設備の許可対象となる処理能力100kg/日以上の規制を緩和していただきたい。 具体的には、一般廃棄物焼却炉の許可対象が処理能力200kg/時以上であることから、廃プラスチックは100kg/時以上に規制緩和していただきたい。		従来までの認識では、排ガス処理装置を設けていない小型焼却炉は、発熱量の高いプラスチック類を焼却すると有害物質を排出し、安定した焼却ができないとして、焼却不適切と考えられている。しかし、廃プラスチック類を焼却しても「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の厳しい規制をクリアし、ダイオキシン類等の発生を十分に抑制できる小型焼却炉が既に開発されている。 そこで、廃プラスチックの焼却能力が100kg/日以上、火格子面積が2平方メートル以上と非常に小さな焼却炉までが許可対象となっている規制を緩和していただきたい。	参考資料1:要望書「優良小型焼却炉に対するご支援と技術的観点からの法改正について」(1.廃プラスチック焼却炉の対象規模の取り扱いについて[p2.3]) 参考資料2:優良小型焼却炉機能評価報告書

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA170011	環境省	小型焼却炉における廃プラスチックと一般雑芥の混合焼却に関する自治体運用の違いの是正のお願い	廃棄物処理法第15条第1項 廃棄物処理法施行令第7条第8号	廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事(保健所設置市においては、市長)による許可制とされている。	c	-	廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設の処理能力は、その施設が標準運転時間に処理できる廃棄物の量をもって表すもので、いわゆる施設の公称能力である。したがって当該小型焼却炉が実際に処理する廃プラスチック類の処理量ではなく、標準運転時間に処理できる廃プラスチック類の量によって施設設置に係る許可の要否が判断されることとなり、廃プラスチック類の焼却施設であれば、標準運転期間に処理できる廃プラスチック類の量が1日100kgを超えるものは施設設置に係る許可が必要である。					
zA170012	環境省	小型焼却炉における廃棄物焼却炉の火床面積による施設規模の規制方法の見直し	ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条、別表第1	ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年法律第105号)第1条に定める特定施設として、別表第一第五において、廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合)が〇・五平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合)が一時間当たり五〇キログラム以上のものを指定している。	c	-	乾留式ガス化燃焼方式の廃棄物焼却炉は、使用状況によっては、ガス化炉での熱分解や不十分なガス燃焼により逆にダイオキシン類が通常よりも排出される危険性が懸念される。特に酸素濃度の常時測定・管理等の整備が難しい小型焼却炉においては、この危険性が高いのではないかと指摘がある。また、通常のバッチ式とガス化燃焼方式は、ガス化炉の燃焼の可能性がある上、二次燃焼炉も多様な形態が想定されるため、構造上の区分も明確に分けることが難しいと考えられる。以上の理由を勘案すると現状において、乾留式ガス化燃焼方式の廃棄物焼却炉について火床面積要件の廃止を行うことは困難である。		回答では、乾留式ガス化燃焼方式の廃棄物焼却炉は、ガス化炉での熱分解やガス燃焼により逆にダイオキシン類が従来の直接燃焼方式よりも排出される危険性が懸念されるとあるが、要望者より、小型焼却炉の直接燃焼方式と還流ガス化方式について、次のような試験結果あるとの指摘がある。 例1: 直接燃焼方式・処理能力23kg/h 排ガスダイオキシン類濃度3.4ng-TEQ/m ³ N 例2: 乾留ガス化方式・処理能力20kg/h 排ガスダイオキシン類濃度0.027ng-TEQ/m ³ N いずれも、ガス化方式が直接燃焼方式よりも危険性が必ずしも高くないことを示しているとの指摘である。 ガス化方式による燃焼能力については、現行では火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/h以上となっているが、要望者の実測試験による0.5㎡当たりの焼却能力は、6.5kg/h(火床面積1.81㎡)、14.9kg/h(火床面積1.0㎡)、18.9kg/h(火床面積1.1㎡)、15.0kg/h(火床面積0.49㎡)といずれも低いものであり、直接燃焼方式と乾留ガス化方式を同じように法律で規制するのは困難であるとの指摘がある。 、 において、見解を示すとともに、改めて対応を検討され示されたい。	c	-	については、適切な管理のもとでは、乾留ガス化方式はダイオキシン類の削減に資するというデータをいただいたところ。 しかしながら、本データをもって、ガス化炉で燃焼する可能性、不適切な酸素濃度や温度調節によりダイオキシン類の排出が増えることが起こりえないとはいえない。特に、ご提案のような小型廃棄物焼却炉は温度調節や酸素濃度調節等が比較的難しいと考えられ、このため適切な管理がなされない可能性が否定できない。 このため、炉の管理方法等についての情報の蓄積が必要と考えるが、炉の管理が適切に行われるための条件及びそれが容易に遵守されうかどうかについて確認させて頂きたい。 については、前回の回答のとおり、通常の直接燃焼方式とガス化燃焼方式は、ガス化炉の燃焼の可能性がある上、二次燃焼炉も多様な形態が想定されるため、構造上の区分も明確に分けることが難しいと考えられる。このため、炉の構造についての情報の収集及び蓄積が必要と考えるが、乾留ガス化炉の構造上の明確な特徴について確認をさせて頂きたい。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170011	環境省	小型焼却炉における廃プラスチックと一般雑芥の混合焼却に関する自治体運用の違いの是正のお願い	5026	5026A003	1	1	社団法人日本産業機械工業会	3	小型焼却炉における廃プラスチックと一般雑芥の混合焼却に関する自治体運用の違いの是正のお願い	一定量以下の廃プラスチックと一般雑芥を混合焼却する小型焼却炉については、プラスチック専焼炉とせず、許可対象とならないよう、周知徹底をお願いしたい。		多くの自治体では、プラスチックを1kgでも一般雑芥と混合焼却すると、その焼却炉はプラスチック専焼炉とみなされ、現在の規制(100kg/日以上)のもと許可対象となり、現実的には使用禁止の状況にある。 一方で、廃プラスチック類を焼却してもダイオキシン類等の発生を十分に抑制できる小型焼却炉が既に開発されている。 また、プラスチック類を混合焼却した場合、木くずや紙くずだけを焼却するよりも天然資源(灯油等の助燃材)の消費を抑えるという省エネ効果も確認されている。 また、廃プラスチックは埋め立て処分されている状況が多く、ごみの減量化による最終処分場の延命という観点からも、小規模事業所から排出される少量の廃棄物(廃プラスチック類を含む)や病院等の感染性医療系廃棄物を小型焼却炉により焼却処理することは有効な手段である。 そこで、一定量以下の廃プラスチック焼却物を一般雑芥と混合焼却する場合はプラスチック専焼炉とせず、許可対象とならないよう各自治体の廃プラスチックの運用を法律にのっとり統一するよう周知徹底願います。	参考資料1:要望書「優良小型焼却炉に対するご支援と技術的観点からの法改正について」(1.廃プラスチック焼却炉の対象規模の取り扱いについて[p2.3]) 参考資料2:優良小型焼却炉機能評価報告書
zA170012	環境省	小型焼却炉における廃棄物焼却炉の火床面積による施設規模の規制方法の見直し	5026	5026A004	1	1	社団法人日本産業機械工業会	4	小型焼却炉における廃棄物焼却炉の火床面積による施設規模の規制方法の見直し	小型焼却炉のうち、最もダイオキシン類等の発生を十分に抑制できる乾留ガス化燃焼方式と従来型の直接燃焼方式の焼却施設が同じ規制(火床面積0.5立法メートル以上又は焼却能力50kg/時以上)で設置許可が必要になっている。燃焼方式毎の規制を区分するとともに、乾留ガス化燃焼方式については、大気へ排出する時間当たりの排ガス量(CO2排出量)等の観点から、火床面積の基準の廃止を要望します。		ダイオキシン類対策特別措置法により定める廃棄物焼却炉の施設規模の算出方法は、従来型の直接燃焼方式を対象としていると思われる。しかし、ダイオキシン類等の発生を直接燃焼方式より抑制できる乾留ガス化燃焼方式の焼却炉は、その性格上、同一火床面積であっても直接燃焼方式の半分以下の焼却能力しか有しておらず、両燃焼方式を同じ思想のもと法律で規制することは、有効な処理方式の導入や転換を困難とさせている。	参考資料1:要望書「優良小型焼却炉に対するご支援と技術的観点からの法改正について」(2.2.ダイオキシン類対策特別措置法の火床面積に関する要望[p4]) 参考資料2:優良小型焼却炉機能評価報告書

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170013	国土交通省 環境省	水質改善と 連携事業	-	-	e	-	要望内容を直接的に規制するものを有していない		<p>要望者の再意見を踏まえ、従来工法を変更する可能性について検討いただきたい。 (要望者再意見)</p> <p>水質浄化及びコストに関する回答はあったものの、浄化改善された処理水の有効利用(二次的利用)に関しては何も触れておらず、要望が伝わっていないと思います。霞ヶ浦での水質浄化は、国、地方自治体との連携、役割分担を既に行っているところがあるが、有識者・市民は技術作業に費用対効果が少なく、高度の技術を要求しています。この観点について、既存の設備や技術の再調査を、(性能検査・水質改善度など)新技術の(公募・採用)を図るべきと思います。水質浄化事業の入札前の工法・技術(性能調査・水質改善数値、公的機関による実績調査)ならび費用(事業的コスト)の対比も図るべきです。そして、水質浄化の現工法から新工法への事業転換ができるようにする。また、現工法に新工法の良い部分を取り入れて、水質改善度を高めることもできるようにする。現行の水質浄化工法においては、改善処理水の有効利用(二次的利用)は成されていない。新聞によれば、国政として、災害時対策の強化都市を指定、水・食料の備蓄、下線、海水の利用技術の導入を挙げる、などと記されている。災害時大差の指定地域及び水質汚染の進む河川・湖沼とが重複又は、隣接する地域等での施設運転の経費は、半減する(水の備蓄と浄化・改善を行なう。)費用対効果は絶大である。さらに、減災対策でもあり、当、要望の主旨である。当社は、災害時対策の一つとして、改善処理水の有効利用(二次的利用)をすべきと考えています。何故、通過するが知れない大震災では、地表上にある大型浄化設備が被害に遭う、ライフラインの破壊、などあり得ます。河川・湖沼の水域内に改善処理水を生活用水として貯水する法。また、台船に浄化プラントを搭載し、水質浄化事業とともに、災害時に生活用水確保ができる、地代が掛からず、低コストで済む、他にも、浄化中に発生する副産物の活用(リサイクルの再利用)、場所々々の産物の創出、自然の再生を図る。現行の制度では、技術力や、開発力、知力、がある中小企業でも、無名で資金力がないために公共事業に参加できずにいる。俗に言われる、「門前払い」である。歴史を見て、明らかで、偉人たちは、有名な大学や大企業に属していなかった。有名大学や大企業を重視し、無名の中小企業や研究者を軽視する風潮がまたある。これは、事実上の規制です。この偏見を是正することが本来の「全産業界」にやっけている中小企業や研究者にも、耳を貸していたら</p>	e	-	当省が所管する法規制措置の緩和を求める内容ではないため、回答する立場はない。
zA170014	環境省	県外産業廃棄物搬入にかかる事前協議制度について	なし	廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されていない。	e	-	廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されておらず、都道府県の定める要領、環境条例は、都道府県において検討されるべきものである。		<p>回答では、都道府県において検討されるべきものがあるが、循環型社会形成に向けた取組みについて、貴省は、国と地方が一体となった循環社会を支える基盤の整備を推進していく、という方針を示されている。この点について、見解を示されたい。</p> <p>また、都道府県の事前協議制度について、循環型社会形成の観点から、制度の廃止等必要な措置を図るよう、改めて対応を検討され示されたい。</p>	e	-	廃棄物処理法と地方公共団体の条例、行政指導等との関係については法律の趣旨を逸脱しないか常に注視しているところである。産業廃棄物については、部局長会議等の場を通じて、都道府県に対し廃棄物処理法の定める規制を超えるような要綱については必要な見直しを行うなど法の趣旨に則った行政運用をお願いしてきているところであり、今後とも引き続き要請してまいりたい。ただし、当該事項は廃棄物処理法の規制の枠外で各都道府県により行われているものであり、一義的には環境省としての対応は困難である。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170013	国土交通省 環境省	水質改善と 連携事業 「りん」抽出との	5031	5031A001	1	2	有限会社 工業 板倉	1	水質改善と 連携事業 「りん」抽出との	水質改善 生活用水確保 オコ ₂ の再利用 自然の再生 災害時 「りん」 雇用の創出 資源 浄化秀水プラントによる水質改善事業 (新工法) レナ・ビオトープ(循環 式せせらぎ流浄化型)による自然再生事 業 複流水による湖沼全体の浄化 により魚資源の活性化及び関連産業の 再生事業 浄化レベルを上 げる事で生活用水確保事業(自走式浄 化装置の活用) 浄化中に発生する 副産物の活用 以上に於ける雇用の 創出	国土交通省土浦工事事務所、茨城県庁 や水戸市、霞ヶ浦周辺自治体(土浦市、 霞ヶ浦市)牛久沼周辺自治体(龍ヶ崎 市、牛久市)その他、千葉県庁、我孫子 市などに出向き趣旨を説明するも個別で は出来ないとの事、国、県、周辺市町村 で一つに整えた連携事業として欲しいで す。河川・湖沼の悪化が進み改善が見ら れない為従来工法の見直しが必要とお もいます。 さらに、地域再生の為 の雇用創出及び連携事業での経済効 果、地震などの災害対策(地域住 民による活動)生活環境の保全や公衆 衛生を図るため、自然再生による住 民生活の向上 など	千葉県環境部エコテク・サポート、千葉 県土木部都市河川課 県単河川環境整 備委託(河川浄化施設機能調査)分析資 料(一部抜粋)を添付、浄化期間約二年 間、秀水プラント 特許取得 自 走式浄化装置 特許公開 2件特許資料 新聞資料(霞ヶ浦対策、牛久沼の水質保 全数値目標、リンの規制) 自然再生ビ オ・トープ資料及び写真を添付	
zA170014	環境省	県外産業廃棄物搬入にかかる事前 協議制度について	5034	5034A012	1	1	(社)関西経済連合会	12	県外産業廃棄物搬入にかかる事前協議 制度について	県外産業廃棄物の搬入にかかる事前協 議を必要とするのは、「最終処分を目的 としたもの」に限定し、「リサイクルを目的 としたもの」は事前協議を不要にしてもら う各地方行政に指導していただきたい。	各種リサイクル法の施行などによる社会 的背景もあり、排出事業者によるリサイ クルへの取り組みが活発化している。し かし、「県外産業廃棄物の搬入にかかる 事前協議制度」が足かせとなり、県外の 処理業者に委託すればリサイクルできる 産業廃棄物を止む無く県内の最終処分 業者に処理委託しているケースがある。 今後、より一層リサイクルを推進するた めに、リサイクルを目的とした県外産業 廃棄物の搬入については、事前協議を 不要にする必要がある。		

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170015	環境省	産業廃棄物収集運搬業許可取得の緩和	廃棄物処理法第14条第1項	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)による許可制を設けており、許可権者の管理監督の下廃棄物の適正な処理を確保している。	d(一部)c	-	<p>廃棄物処理法上の許可制は生活環境保全上の観点から定められ、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、許可権者たる都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の管理監督の下、廃棄物の適正な処理を確保している。なお、保健所設置市における産業廃棄物処理事務の実施については、広域化する産業廃棄物処理等に対して、より的確に対応できるようにするため、今国会において廃棄物処理法を改正し、保健所を設置する市が産業廃棄物処理事務を行うこととなる仕組みを見直し、政令で指定する市が行うこととする仕組みに改めたところ。産業廃棄物処理業の許可申請手続の簡素化としては、申請書類については、廃棄物処理法施行規則において様式を定めているところであり、さらに、平成11年3月31日付厚生省水道環境部産業廃棄物対策室長通知(衛産第24号)において産業廃棄物処理業の許可申請書に添付すべき書類の様式に関し、標準の様式を示し、その統一に努めるよう指導してきているところである。加えて、規制改革・民間開放推進3か年計画(2005年3月)において、本年度中に推進すべき事項として「産業廃棄物処理業の許可申請手続に係る書類について、申請書を添付すべき書類の様式に関し、標準の様式を示し、その統一に努めるように再度通知を行う等の措置を行うことにより改めて周知する。」とされたことを受け、本年度中に必要な措置を講ずることとしている。また、申請書類の簡素化については、1994年4月に行行許可証の活用ほか、住民票の写し等について複写書類の活用を図るべく通知するなど対応してきているところ。一方、許可事務の手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき定められているものである。</p>		リサイクルや廃棄物の適正処理の推進にあたっては、広域的な取組みが不可欠であるが、広域化するほど、行政手続きに係る事務負担は大きくなっていくのが現状である。回答では、許可申請に係る書類について、標準の様式を示し、統一に努め、本年度中に必要な措置を講ずるとあるが、具体的な内容とスケジュール(実施時期)を示されたい。行政手続きに係る事務負担の軽減、電子政府化の推進、積極的な情報提供の促進、官民双方のコスト削減等の観点から、許可手続等の電子化を検討すべきであり、この点について改めて対応を検討され示されたい。	d(一部)c	-	<p>については、各都道府県等に対する実態調査を行った上で、年度末に関係通知を发出することとしている。については、各種行政手続一般の電子化として、都道府県等又は民間事業者における普及状況に照らして検討すべき課題であり、現状において申請手続をインターネットで行うまでの条件整備はなされていないと考える。なお処理業を行う都道府県等、又は処理施設を設置する都道府県等ごとに許可を取得するという許可制の性質上、それぞれの許可権者が廃棄物処理法に定められた全ての許可要件の適合性について審査を行う必要があるが、地方公共団体間で産業廃棄物処理業・産業廃棄物処理施設に関する許可情報や行政処分情報を共有化するためのシステムについて環境省において整備を検討しているところである。</p>
zA170016	総務省 環境省	不正軽油対策	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の3	国民、事業者、国及び地方公共団体に対して、廃棄物の排出抑制及び適正処理に必要な規制を行うことにより、生活環境保全及び公衆衛生向上を図る。	d	-	<p>廃棄物処理法では、廃棄物処理の各段階において適正処理を義務付けているが、従来改善命令等に従わなかった場合の間接的な担保として罰則を設けている。しかし、硫酸ピッチに関しては、人の健康や生活環境に重大な被害を生ずるおそれがあることから、廃棄物処理法を改正し、硫酸ピッチを指定有害廃棄物に指定、定められた基準以外での保管や処分等の禁止、違反した場合の直罰の導入を行い、平成16年10月27日から施行している。政府においては「硫酸ピッチ不適正処分事業関係省庁連絡会議」を開催し、総務省、消防庁、資源エネルギー庁、警察庁、厚生労働省及び環境省が連携して対策を進めており、各都道府県・保健所設置市においても、各部署等の連携の下、取締等の対策を強化しているところである。なお、廃棄物処理法が規制するのは、廃棄物の処理である一方、硫酸ピッチは脱税を目的とする不正軽油の密造に伴う副生成物であるため、その発生防止は不正軽油密造対策として進められるべきものである。</p>		要望者から次のとおり意見が提出されていることを踏まえ、改めて検討されたい。	d	-	<p>平成16年度の廃棄物処理法の改正で硫酸ピッチの保管基準等の強化等を盛り込んだ他、総務省においては、同年度の地方税法改正により、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲受に関する罰則の創設等を盛り込んだところである。今後とも、これらの改正法の施行状況を把握しつつ、関係省庁とも連携し硫酸ピッチ対策に引き続き取り組んでいきたい。</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170015	環境省	産業廃棄物収集運搬業許可取得の緩和	5034	5034A013	1	1	(社)関西経済連合会	13	産業廃棄物収集運搬業許可取得の緩和	許可を都道府県単位、または全国単位として許可の簡素化と費用の軽減をしてほしい。また、越県回収についても規制の緩和をお願いしたい。		全国100を超える行政の許可が必要で現在、順次、個々の行政に対して申請し、許可をうけていますがその簡素化が要望の趣旨です。また、新規取得での手数料も高額であり5年毎の更新も必要なので、この手数料の減額も要望します。	
zA170016	総務省 環境省	不正軽油対策	5048	5048A013	1	2	東京都	13	不正軽油対策	不正軽油製造等を根絶するため、関係省庁が一体となった実効性のある対策を講じること。		・平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ビッチの保管基準等の強化等がなされ、平成16年度の地方税改正では、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲受に関する罰則の創設等が盛り込まれた。 ・しかし現行制度では不正軽油を製造する行為や硫酸ビッチの不法投棄を根絶することは極めて困難である。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170017	環境省	ディーゼル排出微小粒子の環境基準の設定	環境基本法第16条	環境基準は、環境基本法に基づき設定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならないとされている。大気汚染に係る環境基準としては現在、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5物質のほか、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4つの有害大気汚染物質等について設定されている。	b		粒径2.5μm以下の微小粒子状物質(いわゆるPM2.5)の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実に努めるとともに、平成13年度から(平成18年度までの予定)全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討することとしている。 なお、粒子状物質対策については、粒径10μm以下の粒子状物質に係る環境基準を設定し、大気汚染防止法や自動車NOx・PM法に基づく規制等、基準達成に向けた施策を講じているところであり、これらの取組は、PM2.5等の低減にも寄与するものと考えている。		要望者から次のとおり意見が提出されていることを踏まえ、改めて検討された。 平成18年度までの調査を待って環境基準について検討をずとしていたが、あまりにもスピードが遅い、国民の生命と健康を守る観点から、早急に対応策を講じるべく、再度検討を依頼する。	b		粒子状物質対策については、既に粒径10μm以下の粒子状物質(以下「SPM」という。)について、その健康影響を十分評価した上で環境基準を設定し、基準達成に向けた低減対策を講じているところであり、これらの取組は、粒径2.5μm以下の微小粒子状物質(以下「PM2.5」という。)等の低減にも寄与するものと考えている。 一方、PM2.5に係る新たな健康影響については、未だ未解明な部分が多いため、我が国においては、平成13年度から平成18年度まで、全国7都市において児童とその両親を対象とした大規模な疫学調査を実施しているところであり、当該調査に基づく評価結果や諸外国の知見、動向をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討することとしている。なお、調査結果を待たずに環境基準の可否を判断することはできない。 さらに、諸外国の動向として、米国の1997年に国家大気質基準(NAAQS)を設定しているが、他の多くの国々では、我が国と同様、その健康影響について評価を行っている段階と認識しており、我が国においても同様のスタンスで検討を急いでいるところである。
zA170018	国土交通省 環境省	船舶からの排出ガス対策	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第19条の3～22	船舶から排出される排出ガスによる大気汚染の防止を図るため、平成17年5月発効のマルポール条約附属書の国内法である「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海洋汚染防止法」という。)を一部改正し、新たに船舶の排出ガス規制や燃料中の硫黄分規制について定めたところであり、条約発効とともに施行したところ。	c	-	東京湾等の港湾周辺では、船舶排出ガスの影響もあって汚染濃度がやや高い状況にあるが、これらの地区における環境基準達成に支障がある状況ではない。しかしながら御指摘のとおりこれらの地区では比較的汚染濃度が高く、その低減も重要な問題であると認識している。東京湾等における地方自治体の取組とあわせて、国としては、船舶からの大気汚染を防止するための、国際的な取り組みである「マルポール条約附属書」の国内法として「海洋汚染防止法」の改正が行われたところであり、この法律の適切な施行を図っていくことが汚染軽減に当たってまず必要と考えるところ。 さらに、マルポール条約による規制の見直しに向けて、国際的な枠組みづくりに積極的に取り組んでいるところ。		要望者から次のとおり意見が提出されていることを踏まえ、改めて検討された。 都では、平成16年度に設置した「船舶等による大気汚染対策検討委員会」において、東京港沿岸地域の空気環境の改善を図るためには、停泊中船舶からの排ガス対策が必要であることを明らかにした。平成17年度は、この検討会報告に基づき「船舶等による大気汚染対策推進協議会(仮称)」を設置し、事業者の自主的な取組による船舶排ガス低減対策を促すなど、自治体として可能な対策を順次実施する予定である。 しかしながら、改正海洋汚染防止法による規制は不十分であり、船舶排ガス対策は、一自治体やそれらの連携による対策では限界がある。関係法令による規制や国際的な枠組みづくりの推進など、国の積極的な取組が不可欠であることから、より抜本的な対策を講ずるよう再度求める。	c	-	前回で示した対応案のとおり、船舶からの大気汚染を防止するための、国際的な取り組みである「マルポール条約附属書」の国内法として「海洋汚染防止法」の改正が行われたところであり、この法律の適切な施行を図っていくことが汚染軽減に当たってまず必要と考えるところ。 さらに、国内法と条約の整合性が重要であることにかんがみ、既存船への規制導入、粒子状物質の規制導入、燃料の硫黄分の規制強化等については、マルポール条約による規制の見直しを通じて、国際的な枠組みづくりに積極的に取り組んでいるところ。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170017	環境省	ディーゼル排出微小粒子の環境基準の設定	5048	5048A014	1	1	東京都	14	ディーゼル排出微小粒子の環境基準の設定	大気汚染の原因であるディーゼル排出微小粒子など微小粒子(PM2.5)についての環境基準を設定すること。		<ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子については、その濃度と呼吸器や循環器系疾患などと強い関連性を示す報告がある。 ・ディーゼル排出微小粒子のほとんどが微小粒子と言われている。 ・微小粒子についての環境基準の設定を行うなど、微小粒子状物質等による大気汚染から都民の健康と生命を守る実効性のある対策をとる必要がある。 	
zA170018	国土交通省 環境省	船舶からの排出ガス対策	5048	5048A015	1	2	東京都	15	船舶からの排出ガス対策	<p>マルポール条約の批准に伴い改正海洋汚染防止法が本年5月19日に施行されたところであるが、既存船は窒素酸化物規制の対象とならないこと。粒子状物質は規制対象としていないこと。燃料の硫黄分は4.5%以下としていること(国内の実勢は硫黄分3.0%以下)などから、船舶からの排出ガスについて、より抜本的な対策が必要である。</p> <p>については、使用燃料の良質化等、有効な船舶排ガス対策について積極的に検討し早期に対策を講じること、特に硫黄分の基準見直しなど、実効性のある環境対策を講じること。</p>		<p>東京港周辺の二酸化窒素や二酸化硫黄の大気環境濃度は、長期間継続して高い状況にある。これは港湾地域が抱える共通の問題であり、本年、マルポール条約の批准に伴い海洋汚染防止法の改正が行われたところであるが、国の責任において、船舶からの排出ガスについてより抜本的な対策を講じる必要がある。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA170019	環境省	県境を跨いで排水を運搬することについての規制緩和	〔瀬戸内海環境保全特別措置法〕 第五条、第八条 〔水質汚濁防止法〕 第五条、第七条	瀬戸内海環境保全特別措置法(以下、「瀬戸内法」)に基づく指定地域において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設(1日あたりの排水50m3未満のものを除く)を設置又は変更する場合は、府県知事に設置許可又は変更許可(省令で定める軽微な変更を除く。)を受けなければならない。申請を受けた府県知事は、その概要と事業者が実施した事前評価に関する書類について、縦覧及び関係自治体への意見照会等の手続きを実施し、利害関係者からの意見を聴取した上で、問題がないと判断された場合に限り、設置を許可している。 また、上記以外の特定施設を設置又は変更する場合は、水質汚濁防止法に基づき、都道府県知事に設置又は変更を届け出なければならない。	d	-	・事業場内の範囲について、事業場内に県境・河川・道路等を有しているかどうかにかかわらず、管理の状況、経営の状況等から一体的とみなせる場合については、これまでも1つの事業場とみなしている。 ・2つ以上の県に跨って立地している事業場の設置者からの届出等については、関係する部分に応じて各県に届出等を行うことが原則であるが、事前に各県間で十分に調整を行い、各県間で受理した届出等の内容を相互に通知することとすれば、事業場の設置者から1つの県のみ届出等を行うことも可能と考えられる。		通知・公表等により周知徹底を図るべきであり、対応を検討され示されたい。	d	-	瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置許可申請等に係る自治体の事務は自治事務であり、個別具体の事例について一律の指導・通知は困難であるが、助言を求められれば、適切に対処してまいりたい。
zA170020	環境省	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の緩和	〔瀬戸内海環境保全特別措置法〕 第五条、第八条	瀬戸内海環境保全特別措置法(以下、「瀬戸内法」)に基づく指定地域において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置又は変更する場合は、府県知事に設置許可又は変更許可(省令で定める軽微な変更を除く。)を受けなければならない。申請を受けた府県知事は、その概要と事業者が実施した事前評価に関する書類について、縦覧及び関係自治体への意見照会等の手続きを実施し、利害関係者からの意見を聴取した上で、問題がないと判断された場合に限り、設置を許可している。	c	-	・瀬戸内海は、優れた自然環境を有するとともに、極めて閉鎖性の高い海域であることから環境に回復不可能なダメージを与えることがあるため、一定量以上の排水を公共用水域に排出する工場又は事業場における特定施設の設置等を許可制としている。 ・また、許可は、「当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないもの」(法第六条第一項第二号)を要件としており、現況の汚濁負荷量を超えないことをもって足りるものではない。 具体的には、許可申請に対し、排水口周辺の環境の状況等により環境改善を求める場合がある。 ・以上の制度趣旨及び許可の要件にかんがみれば、工場又は事業場全体の現況の汚濁負荷量を超えないことをもって、届出制にすることはできない。 ・なお、特定施設の変更許可申請については、瀬戸内海関係13府県との十分な調整の下に平成16年1月に瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の改正により、特定施設の変更の際の事前評価・告示・縦覧を免除する要件を拡大したところである。		既存事業場の汚濁負荷量については、水質汚濁防止法の規制物質及び総量規制物質をもって、段階的に規制強化が実行されており、個々の特定施設の許可申請において環境改善を求める必要性はないと考えられる。 要望者より、次のとおり再意見が提出されており、見解を示されたい。 回答では、現況の汚濁負荷量を超えないことをもって足りるとしているものではなく、具体的には、排水口周辺の環境の状況等により改善を求める場合がある、とあるが、どのような場合を指すのが具体的に示されたい。 また、既存事業場の特定施設の設置及び変更について届出制にした場合においても、実施の制限期間において必要に応じて改善を求めることは可能であると考えられる。この点についても見解を示されたい。	c	-	瀬戸内海環境保全特別措置法は、指定地域内の特定事業場が水質汚濁防止法の排水基準及び総量規制基準を満足していることを前提とした上で、更に特定施設の立地を規制し、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としている法律である。(瀬戸内海環境保全特別措置法第1条) 設置許可申請等の際の手前評価の結果、排水口の周辺公共水域で環境基準を達成できない恐れがある場合や、周辺水域の利害関係者に影響を及ぼす場合は、排水基準や総量規制基準の要件を満足している場合でも設置を許可しない場合がある。 瀬戸内海環境保全特別措置法は、瀬戸内海の特異性に鑑み、特定施設の設置を規制し、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としているため、環境に悪影響を及ぼす恐れがあるものについて届出制とすることはできない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170019	環境省	県境を跨いで排水を運搬することについての規制緩和	5052	5052A004	1	1	石油化学工業協会	4	県境を跨いで排水を運搬することについての規制緩和	工場が両県に跨いで立地している場合でも、排水処理施設は、次のような理由で両県に設置している。 他県の排水を処理し、最終的には排出県とは異なる県に運ぶことに対してコンセンサスが醸成されていないため。発生した排水を処理する場所が他の県である場合、排出元の県と処理する県との協議及び申請が必要であるため。 両県にまたがって立地している場合、一方の県に対してのみの申請、報告等の手続きを認めてほしい。(ひとつの工場とみなす対応)		環境保全は地球規模での環境負荷低減が必要となっている。両県に跨る工場の排水処理において、隣接工場の効率運営は競争力向上にも重要である。煩雑な手続き(設置許可申請等)が不要で一体運営できれば、工場基盤強化にも繋がるものと思われる。具体的なメリットとしては次のものが考えられる。 排水処理設備を1つの県に集約できる。一方の県の排水処理施設能力に余裕があれば、相互に排水を運搬し、増強工事が不要になる。官庁等への手続きも一体化されれば、申請・届出・報告を省力化し、迅速対応が可能になる。	
zA170020	環境省	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の緩和	5052	5052A005	1	1	石油化学工業協会	5	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法(内海法)においては、特定施設の設置及び特定施設の構造等の変更について、府県知事の許可を受けなければならないと定められている。特定施設の設置又は特定施設の構造等の変更によって、公共用水域へ排出する汚水等の汚濁負荷量が増大しない場合は、現行の府県知事の許可制より届出制とするように内海法第5条、第8条を改正すべきである。		複数の特定施設を有する事業所において、特定施設の改善や廃止による汚濁負荷量の減少分を新規特定施設の設置又は他の特定施設の汚濁負荷量の増分と差し替えることにより、トータルとして事業所からの公共用水域への排水口での汚濁負荷量が増加しない場合においては、届出とすることで、事務手続きの負荷及び期間を軽減短縮したい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170021	環境省	廃棄物処理法に係る許可手続きの 簡素化・電子化	廃棄物処理法第14 条第1項・第6項、廃 棄物処理法施行規 則第9条の2、第10 条の4 廃棄物処理法第15 条第1項 廃棄物処 理法施行規則第11 条	産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、廃棄物処理法施行規則第9条の2又は第10条の3に規定する申請書及び添付書類、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者は、廃棄物処理法第15条第2項及び廃棄物処理法施行規則第11条に規定する申請書及び添付書類を提出しなければならない。	d(に ついて はc)	-	<p>について…2003年度の規制改革要望を受けて2004年4月に導入された「先行許可証の活用による申請手続きの一部簡素化の措置」については、その積極的活用を都道府県等あてに通知し、担当者会議等でも適宜周知しているところであり、今後とも周知徹底をはかってまいりたい。</p> <p>について…2003年度の規制改革要望を受けて、許可申請に係る手続きにおいて住民票・登記事項証明書等について複写書類によることを認めて差し支えない旨を都道府県等あてに通知し、役員の異動に係る変更手続きに要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を軽減を図っているところ。</p> <p>について…許可申請手続きの電子化については、各種行政手続一般の電子化として、都道府県等又は民間事業者における普及状況に照らして検討すべき課題であり、現状において申請手続きをインターネットで行うまでの条件整備はなされていないと考える。また処理業を行う都道府県等、又は処理施設を設置する都道府県等に許可を取得するといった許可制の性質上、それぞれの許可権者が廃棄物処理法に定められた全ての許可要件の適合性について審査を行う必要があるが、地方公共団体間で産業廃棄物処理業・産業廃棄物処理施設に関する許可情報を都道府県等において共有化するため、そのためのシステムの再整備を環境省において検討している。多重排出事業者による産業廃棄物処理計画(報告書)については、平成13年に「多重排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル」を示しており、当該マニュアルがさらに活用されるよう都道府県等に働きかけていきたい。なお、自治体条例に基づく情報提供等は各都道府県等において検討されるべきことである。</p> <p>について…廃棄物処理法の許可制は生活環境保全上の観点から定められ、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、許可権者たる都道府県知事(保健所設置市においては、市長)の管理監督の下、廃棄物の適正な処理を確保している。なお、保健所設置市における産業廃棄物処理業務の実施については、広域化する産業廃棄物処理等に対して、より的確に対応できるようにするため、今国会において廃棄物処理法を改正し、保健所を設置する市が産業廃棄物処理業務を行うこととなる仕組みを見直し、政令で指定する市が行うこととする仕組みに改めたところ。</p>		<p>要望者より再意見が提出されており、次の点について見解を示すとともに、対応策等を検討された。</p> <p>について、より一層の周知徹底を図るべきであり、具体的方法、実施スケジュールを示されたい。</p> <p>について、住民票・登記事項証明書等を複写書類によることとしても、複写のための証明書等の原本を取得しなければならぬことには変わらず、事務手続きが簡素化されたとの実感はないのが実情である。大規模製造事業者等における外国居住役員や産業廃棄物処理施設の管轄外の役員などについて、添付書類の削減・合理化を図るべきである。改めて対応策を検討され、示されたい。</p> <p>について、各種行政手続一般の電子化として、都道府県等又は民間事業者における普及状況に照らして検討すべき課題であり、現状において申請手続きをインターネットで行うまでの条件整備はなされていないとあるが、循環型社会形成に向けた取組みについて、貴省は、具体的な取組方法や事例の情報提供により、関係者の積極的な取組みを促していくという方針を示されており、インターネットは有効なツールと考えられる。今やインターネットを通じて情報開示、電子申請等は官民間問わず行われている状況にあり、何を理由に条件整備がなされていないのか見解を示されたい。</p> <p>また、行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府の推進、積極的な情報提供の促進、官民双方のコスト削減等の観点から、許可手続等の電子化を検討すべきであり、この点について改めて対応を検討され示されたい。</p> <p>について、通知・公表等により、周知徹底を図るべきであり、対応策を見直し、政令で指定する市が行うこととする仕組みに改めた改正法は国会での審議を経て平成17年5月18日に公布され、来年4月1日から施行されることになっており、「今回の法改正が必ずしも十分ではなく」との指摘は適切ではないと考える。</p>	d(に ついて はc)	-	<p>について、今後とも定期的に開催される担当者会議等の場所を通じて、周知徹底を図ってまいりたい。 について、引き続き複写書類の活用を図ってまいりたいが、許可審査において欠格要件に該当する者を確実に排除する必要があり、この欠格要件への非該当性を的確に確認する手段として住民票・登記事項証明書等の記載内容によることが必要であると考ええる。 について、仮に任意に電子申請を選択できるようにした場合、都道府県等において電子申請に対応できる仕組みを整備する必要はあるが、現状において、このような仕組みの整備を検討している都道府県等があるとは承知しておらず、国として電子申請の仕組みの整備を都道府県等に求めることは時期尚早と考えている。 については、「産業廃棄物処理業に係る許可権限を広域化するべきであり、少なくとも都道府県および政令指定都市単位に集約すべきである。」との要望であり、貴室の再検討要請において提案されている「通知・公表等により、周知徹底を図るべきであり、対応策を検討」といった対応によることは不可能である。また保健所を設置する市が産業廃棄物処理業務を行うこととなる仕組みを見直し、政令で指定する市が行うこととする仕組みに改めた改正法は国会での審議を経て平成17年5月18日に公布され、来年4月1日から施行されることになっており、「今回の法改正が必ずしも十分ではなく」との指摘は適切ではないと考える。</p>
zA170022	環境省	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	廃棄物処理法第15 条の3 廃棄物処 理法施行令第4条の6	産業廃棄物処理施設の設置者が、環境関連法令の罰金刑を受けるなど欠格要件に該当した場合は、廃棄物処理施設の設置許可が取り消される。設置者の役員等が欠格要件に該当した場合でも、同様である。	c	-	<p>廃棄物処理法においては、廃棄物処理に対する国民の不信を解消し、廃棄物処理業者の質の確保を図るため、平成9年及び平成12年の法改正において廃棄物処理業・施設設置の許可要件を厳格かするとともに欠格要件を強化し、さらに平成15年の法改正に置いても、欠格要件に該当することとなった者等の許可を取り消さなければならないものとしており、悪質な業者の排除に成果を挙げている。一方、本件要望以外にも、都道府県・処理業者団体等からも、欠格要件やその運用の一部について見直しを求める声も寄せられていることから、学識者等からなる検討会を設け、廃棄物処理法の規制強化によるこれまでの実績を踏まえて欠格要件及びその運用の検証・評価を行い、今後の在り方を検討しているところである。</p>		<p>要望者より再意見が提出されており、次の点について見解を示すとともに、対応策等を検討された。</p> <p>回答では、今後のあり方を検討しているところがあるが、優良な廃棄物業者も悪質な廃棄物業者も一律に規制しては、優良な廃棄物業者に何らインセンティブもなく、かえって循環型社会形成の促進を遅らせる要因にもなりかねない。</p> <p>優良な廃棄物業者にインセンティブを与える観点から、見直しを検討され、検討のスケジュール(実施時期)を示されたい。</p>	c	-	<p>産業廃棄物処理業の許可は、社会公共の安全・秩序を維持するという消極的観点から行われる許可(いわゆる「警察許可」)であり、許可要件は、許可申請者が適正な処理を行い得る客観的能力等を有する者であることを確保する観点から定めている。したがって「優良な産業廃棄物処理業者にインセンティブを与える観点」で、対象者ごとに許可要件を異ならせるのは困難である。</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170021	環境省	廃棄物処理法に係る許可手続きの簡素化・電子化	5053	5053A113	1	1	(社)日本経済団体連合会	113	廃棄物処理法に係る許可手続きの簡素化・電子化	2003年度の規制改革要望を受けて2004年4月に導入された「先行許可証の活用による申請手続きの一部簡素化の措置」を徹底するよう、環境省は全国の地方公共団体に対して指導・徹底を図るべきである。 産業廃棄物処理施設の許可について、役員の異動に係る変更手続に要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減する方向で見直すべきである。 廃棄物処理法上の行政手続について、環境省ならびに地方公共団体間の情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続をインターネットで行えるようにすべきである。その際、許可情報について地方公共団体間で共有し、民間事業者が複数の地方自治体で許可を取得する場合には、ある一つの地方自治体で手続を行えば、その他の地方公共団体への行政手続は大幅に簡素化できるようにすべきである。また、廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。 産業廃棄物処理業に係る許可権限を広域化すべきであり、少なくとも都道府県および政令指定都市単位に集約すべきである。	(要望理由 右下の続き) 現在、保健所設置市は全国に60近くある。とりわけ、産業廃棄物収集運搬業の許可申請は、収集の場所と積卸目的地の場所が許可権限の違う場所であれば、それぞれの許可を受ける必要がある。廃棄物処理法に係る許可権限はより広域化することが望ましいと考える。少なくとも、都道府県および政令指定都市に集約化を図るべきである。	2004年4月から、法人が、産業廃棄物処理施設の設置、変更ならびに役員等の異動に関する申請手続を行う場合に、代表者・役員的人的要件に係る添付書類についての先行許可証の提出による書類の代替措置が導入されたものの、地方公共団体によっては従来の添付書類の提出を求められ、手続の合理化が進んでいない。大規模製造事業者等においては、役員は数十人にも及び、また、役員が外国に居住している場合もある。このような場合において、役員の異動がある役員、代表者や当該施設を所管している役員以外の役員に係る個人情報についても、添付書類を求めるのは非常に負担感が大きい。将来的には、廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットでの申請手続を一括して行うことができれば(ワンストップサービス)、事務負担の大きな軽減につながる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。	産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行う区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、保健所を設置する市の市長、特別区の区長の許可を個々に取得する必要がある。 また、許可申請・変更手続に際して、全役員に係る住民票や登記事項証明書等が求められるなど、膨大な事務処理が必要とされている。
zA170022	環境省	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	5053	5053A114	1	1	(社)日本経済団体連合会	114	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	(1)廃棄物処理法において、役員等の欠格事由が自動的に会社の欠格事由に該当してしまう規定を見直し、欠格事由が無制限に関連会社等に波及しないようにすべきである。 (2)廃棄物処理法違反のみならず、「その他の環境関連法令に違反した場合、業ならびに施設の許可を取り消さなければならぬ」とされている規定について、「その他の環境法令」に違反した場合における「取り消さなければいけない」事由、対象施設、業ならびに事業所の範囲を見直し、適宜、許可権限を有する地方公共団体の判断により「取り消すことができる」とするなど、欠格事由が自動的に広く波及しないようにすべきである。とりわけ、製造業等における生産設備の稼働に影響しないようにすべきである。	(要望理由 右下の続き) 本規定により、下記のような事態が生じる。事業所内の製造プラントにおいて、何らかの過失や事故によってその他の環境関連法令違反を引き起こしてしまった場合に、廃棄物処理施設の許可を取り消されると、事業所内の廃棄物の自己処理ができなくなる、ひいては製造業等の事業活動そのものが継続できなくなる(事業所敷地内の各製造プラントから廃棄物処理施設まで一連のプロセスとなっていることから、廃棄物処理施設が使用できなくなった場合、川上の製造プラントまで停止しなければならない)。複数の事業所を有する製造業者の場合、ある一つの事業所の製造プラントにおいて、上記のような事態が発生した場合、当該事業所のみならず、当該製造業者が有する全ての事業所の廃棄物処理施設の許可が取り消されるため、全事業所の廃棄物の自己処理ができなくなり、ひいては全事業活動そのものが継続できなくなる。例えば、ある役員(執行役員や支店長等含む)が、会社の業務と関連なく(個人的な用事で外出した際、交通事故を起こし禁固以上の罰則が課せられた場合、これによってこの者が役員を務める全ての会社が欠格事由に該当することになり、自動的に全ての会社の全ての事業場の廃棄物処理法上の許可が取り消される。さらにこのようにして許可が取り消された会社の役員等の全員、5%以上の株主が欠格事由に該当することになり、これらの拡大した欠格事由者が役員等を務める全ての会社及び事業場の廃棄物処理法の許可が取り消される。その上、この連鎖はさらに連続的に拡大する。	上記規制は、悪質な廃棄物業者の許可に対して、抜本的な対応をとるために作られたものであり、零細で同族会社又は個人会社に近い廃棄物業者が、次々に会社を作って不法投棄などを繰り返すという例を念頭においている。 しかし、近年、廃棄物処理は製造工程の一環に組み込まれていることが多く、上場企業の多くが、自ら及び関連会社の事業活動において、廃棄物処理法上の施設の許可又は業の許可を取得している。さらに、廃棄物処理施設は、社会全体のインフラともいえるべき施設であり、電気・ガス・水道などと同様、企業としての生命線であるだけでなく、この事業活動によって他の事業者や一般消費者に対する商品の供給、返品、修理、リサイクルなどの健全なマテリアルフローが可能となっている。したがって、廃棄物処理に直接関係のない違反をもって廃棄物処理法の欠格事由が発生し、それが他の事業所のみならず、違法行為に全く関与しない関連会社全体へ無限に欠格事由が拡大していく現在の廃棄物処理法の規定は、企業活動の安定性及び社会のインフラに対する重大な危機を生じかねない。	廃棄物処理法は、悪質業者を排除するため、廃棄物処理業ならびに廃棄物処理施設の許可について、非常に厳格な欠格要件を設けている。 廃棄物処理法上の欠格事由のうち特徴的なのは、大気汚染防止法や騒音・振動規制法などの環境関連法令違反など、欠格事由が生ずる法令違反の種類が多いこと(7条5項4号ロ、ハ)、法人の許可取消しが、自動的にその取締役、執行役、5%以上の株主の欠格事由となり、また役員個人の欠格事由が自動的に法人の欠格事由へと広がるというように、連鎖的に許可取消しが拡大すること(7条5項4号ニ及びリ)、欠格事由の対象となるものが、役員だけではなく、政令で定める使用人にも拡大されていること(14条5項2号ニ)、不誠実な行為をするおそれがあるという抽象的な欠格事由があること(7条5項4号ト)という点である。その他の環境関連法令(大気汚染防止法、騒音・振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁法、悪臭防止法

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170023	環境省	廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項 同法第7条第1項及び第6項 同法第8条第1項 同法第14条第1項 同法第15条第1項	産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者については、当該試験研究を行う者が営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しない。	b		規制改革・民間開放推進3か年計画(改正)(2005年3月)において、本年度中に措置すべき事項として「産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者が、営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しない」とされたことを受け、都道府県等における実態調査を実施し、現在結果を集計・検証する等の作業をしているところであり、本年度中に解釈通知を発出することとしている。		要望者より、要望趣旨が実現できるよう措置を講ずるべきとの再意見が提出されている。 解釈通知の発出時期について、具体的に示されたい。	b		廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化については、平成17年6月に都道府県等における実態調査を実施し、現在結果を集計・検証する等の作業をしているところであり、本年度中に解釈通知を発出することとしている。
zA170024	国土交通省 環境省	廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱いの見直し	廃棄物処理法第2条第4項第1号、第15条の4の2 廃棄物処理法施行規則第12条の12の2、第12条の12の4 平成9年厚生省告示第259号 平成11年厚生省告示第261号 平成13年6月1日付け環産第276号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」	建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く微細な泥状のものは、無機性汚泥として取り扱われており、土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとしている。 また、再生利用認定制度の対象となる産業廃棄物等については、告示で定めている。	d(一部 b)		について…規制改革・民間開放推進3か年計画(改正)(2005年3月)において、本年度中に措置すべき事項として「建設汚泥から再生される建設汚泥改良土の取扱について廃棄物にあたるか否かの判断に係る解釈を明確化する」とされたことを受け、解釈通知を本年7月に発出したところ。 について…建設汚泥に係る再生利用認定制度については、現在認められている高規格堤防の築造材以外に、汚泥の再生利用の促進に寄与し、再生品の利用が見込まれる等の要件を満たす具体的な再生利用の方法の有無について、国土交通省と連絡調整会議を設け実態を把握するなどして、検討しているところである。		について、周知徹底を図るべく、対応を検討され示されたい。 について、建設汚泥に係る再生利用認定制度ならびに指定制度が広く活用されるよう、引き続き取り組むべきである。具体的な検討の内容及びスケジュール(実施時期)を示されたい。	d(一部b)		については、今後とも定期的に開催される担当者会議等の場所を通じて、周知徹底を図ってまいりたい。については国土交通省との連絡調整会議等において建設汚泥の再生利用に係るモデル事業の実施、再生利用に係る技術基準等について検討を進めることとしており、これらの検討を踏まえて再生利用認定制度及び都道府県等の指定制度の拡充を図ってまいりたい。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
zA170023	環境省	廃棄物を使用した試験研究に係る 規制の明確化	5053	5053A115	1	1	(社)日本経済団体連合会	115	廃棄物を使用した試験研究に係る規制 の明確化	<p>廃棄物を使用した試験研究の扱い、とりわけ県外からの廃棄物を使用した試験研究の扱いについて、国が、廃棄物由来の供試材は有価物と同様な扱いとする旨省令化するなど、地方公共団体によって廃棄物処理法上の判断の差が生じないよう、地方公共団体に指導・徹底を図るべきである。上記の要望を受けて、規制改革・民間開放推進3か年計画(2005年3月)において、2005年度中に「産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者が、営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しない」という取扱いについて、周知徹底を図る」旨明記されたことは評価でき、確実に措置を講ずるべきである。</p>		<p>試験研究等の供試材について、公共機関・団体から有価物として購入しようとしても、会計処理上の理由等により、販売してもらえないのが実情である。環境に配慮した要件等の理由により無償で提供を受けることが可能であっても、試験研究を実施する場所を所管する地方公共団体において、廃棄物であるとの理由で廃棄物処理法上の許可等の規制を求めることは、循環型社会の促進といった趣旨に反する。廃棄物処理に関する技術的向上やリサイクル化を阻害することのないよう、不法投棄等の違法行為には厳しく罰する一方で、適正に行う試験研究やリサイクル化については規制を緩和すべきである。</p>	<p>例えば、ある県では、条例もしくは指導要綱に基づいて、県内で発生した廃棄物が県外で発生した廃棄物かを問わずに、生活環境の保全に配慮した試験研究計画書の提出を条件として、廃棄物を供試材として、あるいは有価物と同等の扱いとして、廃棄物を使用した試験研究が認められている。他方、ある別の県では、条例や指導要綱の規定も存在しないまま、過去の慣例による規制・指導が行われている。この場合、県内発生廃棄物の場合は、試験計画書を提出すれば認められるが、県外発生廃棄物を供試材とする場合には、「県外廃棄物の取扱いに関する指導要綱」の規定に基づいて、供試材といえども元は廃棄物であることを理由に、廃棄物処理法の規制が適用されると判断される。この結果、試験研究者ではなく、排出責任者が県と事前協議を行い、廃棄物処理法上の許可を取得しなければならぬという、極めて煩雑な手続きが必要になる。</p>	
zA170024	国土交通省 環境省	廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取 扱いの見直し	5053	5053A116	1	2	(社)日本経済団体連合会	116	廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱い の見直し	<p>建設汚泥のリサイクルを促進する観点から、「建設汚泥」に係る廃棄物処理法上の扱いを見直すべきである。建設汚泥改良土と建設発生土を一体化したリサイクルのルール作りを行い、再生利用された改良土については廃棄物処理法の適用外であることを明確にすべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(2005年3月)において、「平成17年度中に、建設汚泥から再生される建設汚泥改良土の取り扱いについて、廃棄物か否かの判断に係る解釈を明確にする」旨が盛り込まれたところであり、解釈の明確化にあたっては、上記の要望趣旨が実現するようにすべきである。現在は、高規格堤防の築造材に認められている、建設汚泥に係る環境大臣の再生利用認定特例制度について、再生利用技術の進歩等に伴って、その認定対象、認定方法について緩和する方向で見直すべきである。国の公共工事に限定しないものであることを明示するとともに、再生利用認定制度の認可に係る審査時間を短縮すべきである。</p>		<p>建設汚泥は産業廃棄物として扱わなければならないため、改良すれば土砂と同様に再利用できるものが多いにもかかわらず、管理型最終処分場で処分しなければならず、リサイクルへの取組みが遅れている。建設汚泥と規定される物でも、性状が建設発生土と極めて類似しているものが多く、用途によって柔軟に使い分けることを可能とすべきである。高規格堤防の築造材として再生利用される掘削工事等に伴って生じた建設汚泥については、環境大臣の認定を受けた場合の特例の対象とされているが、実際に認められた件数は10件程度の国の直轄工事のみと実績も少ない。再生利用技術は進歩してきており、生活環境の保全上の支障を生ぜず、使用場所の要求性能を満たす安定した品質を確保できるようになってきている。とりわけ、国の公共工事のみならず、地方公共団体の公共工事に積極的に適用するようにすべきである。さらに、構造物の裏込めや土地の造成等について、公共工事のみならず民間工事についても、特例対象として認定する方向で検討すべきである。</p>	<p>建設汚泥は産業廃棄物として扱わなければならないため、改良すれば土砂と同様に再利用できるものが多いにもかかわらず、管理型最終処分場で処分しなければならず、リサイクルへの取組みが遅れている。建設汚泥と規定される物でも、性状が建設発生土と極めて類似しているものが多く、用途によって柔軟に使い分けることを可能とすべきである。高規格堤防の築造材として再生利用される掘削工事等に伴って生じた建設汚泥については、環境大臣の認定を受けた場合の特例の対象とされているが、実際に認められた件数は10件程度の国の直轄工事のみと実績も少ない。再生利用技術は進歩してきており、生活環境の保全上の支障を生ぜず、使用場所の要求性能を満たす安定した品質を確保できるようになってきている。とりわけ、国の公共工事のみならず、地方公共団体の公共工事に積極的に適用するようにすべきである。さらに、構造物の裏込めや土地の造成等について、公共工事のみならず民間工事についても、特例対象として認定する方向で検討すべきである。</p>	<p>「建設汚泥」も産業廃棄物とされている。「土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で」とされ、「掘削工事から排出される」とは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断する」とされている。「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日)</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	
zA170025	環境省 経済産業省	アジアの資源循環に資する特定有害物質含有物の輸入手続の緩和【新規】	バーゼル法第2条第1項・第8条、外国為替及び外国貿易法第52条、輸入貿易管理令第3条第1項・第4条第1項第3号、関係告示	特定有害廃棄物等の輸入に関しては、バーゼル条約に基づくバーゼル法の手続き (OECD加盟国間では、部分的に簡易手続きとなっている)を踏まなければならない	c	-	日本はバーゼル条約の締約国である以上、有害廃棄物等の輸出入に関して条約上の手続きを適正に履行する義務を負うものであり、我が国がバーゼル条約の規制対象物の輸出手続きを任意に簡素化することはできない。 なお、特に日本に輸入して高度な技術でリサイクルすることには環境保全上も意義があり、手続きに必要以上に時間がかかることのないよう、迅速化に努力しているところであるが、そのためには申請者側における必要な書類の適切な準備も必要である。 また、EUやOECD諸国間の有害廃棄物等の輸出入においては、バーゼル条約上の輸出手続きと異なる手続きがとられているが、これはバーゼル条約第11条に基づく協定として位置づけられたEU規制やOECD理事會決定がそれぞれ適用されるためである。これらの協定は、協定加盟国間においてバーゼル条約により義務づけられる有害廃棄物等の環境上適正な処理を確保することが可能であることから、有害廃棄物等の輸出入等の手続きの簡素化を図っているものであり、地域状況の異なるアジア圏において直ちに適用できるかについては環境保全の観点等から慎重な検討が必要である。 また、有害廃棄物等を輸出入する際の際の条約等に基づく一連の手続きは、有害廃棄物等が環境上適正に運搬及び処分されることを確保するためであり、日本企業が製造・輸出した部品等を利用した製造にともなう有害廃棄物等の輸出入にあってもその必要性は変わらない。そのため他の国の企業が製造した製品由来の有害廃棄物等と同様の手続きを行い、適正な運搬及び処分を確保する必要がある。		回答にあるとおり、アジア圏での適正処理を確保し、環境保全を図る観点から、本問題について慎重な検討が必要であることは理解できる。 しかしながら、本年4月に東京で開催された3Rイニシアティブ関係会議において、国際的な資源循環体制に関する枠組みづくりへの取組みが急務であることが認識されたところであり、わが国はリーダーシップを発揮して、アジア圏での枠組み作り積極的に取り組む必要がある。 また、昨年、経済産業省がとりまとめた「持続可能なアジア循環型経済社会の実現に向けて」の報告書においても、アジア各国で処理が困難な廃棄物等であって、我が国で対応可能なものについては、アジア域内全体での資源有効利用等の観点から、積極的に受け入れることを検討すべきとされ、トレーサビリティを確保した資源循環ネットワークの構築に向けた具体的な方法等について検討を進める、としている。 、について、見解を示すとともに、対応を検討され示された。 また、要望者は、全ての有害廃棄物等の輸出手続き等の簡素化を求めているものではなく、「わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国においてリサイクル目的で適正処理することが確実なもののみを対象に簡素化を求めたい」というものであり、循環型社会形成の観点から、検討に値するものと考えられる。 例えば、輸出申告時あらかじめ、使用後再生を目的として再輸入する旨届出を行った場合には、手続きを簡略化する、あるいは、国内で資源の再利用・適正処理を行う技術を有している企業をあらかじめ認定し、その企業が輸入する場合には手続きを簡素化する、といった措置を講じる等、資源循環が促進するような措置を改めて検討され示されたい。		c	A	に 3Rイニシアティブ関係会議では、再生利用・再生産のための物品等の国際流通に関する関税及び非関税障壁の低減が重要であると示される一方で、バーゼル条約等の手続きの完全遵守の必要性及び開発途上国への廃棄物等の不適正な輸出への懸念が指摘された。環境省では、3Rイニシアティブ関係会議でのこのような意見を受け、環境省のリードでアジア圏での不法輸出入防止ネットワークの構築を推進しているところ。 に 他国での処理が困難なものを我が国で処理することは、我が国が受け入れを拒否するものではない。ただし、輸入された特定有害廃棄物等が我が国において適正に処理されることを確保するために、バーゼル法等の手続きを踏む必要がある。 最後 特定有害廃棄物等が我が国において適正処理されることが確実かどうかを審査するのがバーゼル法の手続きの目的である。輸入される特定有害廃棄物等が、我が国から輸出された製品あるいは原料から生じたことをもって、我が国において適正処理されるとはいえず、手続きを簡素化する理由にはならない。またバーゼル条約上、「わが国において製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国においてリサイクル目的で適正処理することが確実なもの」に関する手続きの除外等を認めるわけではなく、日本は、バーゼル条約の締約国である以上、有害廃棄物等の輸出入に関して条約上の手続きを適正に履行する義務を負うため、我が国の判断でバーゼル条約の規制対象物の輸出手続きを任意に簡素化することはできない。
zA170026	環境省	「廃棄物処理法」等に係る事前協議制の見直し	なし	廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されていない。	e	-	廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されており、都道府県境を越える廃棄物の移動は制限されていない。		回答では、都道府県において検討されるべきものがあるが、循環型社会形成に向けた取組みについて、貴省は、国と地方が一体となった循環社会を支える基盤の整備を推進していく、という方針を示されている。この点について、見解を示された。 また、都道府県の事前協議制度について、循環型社会形成の観点から、制度の廃止等必要な措置を図るよう、改めて対応を検討され示されたい。	e	-	廃棄物処理法と地方公共団体の条例、行政指導等との関係については法律の趣旨を逸脱しないか常に注視しているところである。産業廃棄物については、部局長会議等の場を通じて、都道府県に対し廃棄物処理法の定める規制を超えるような要綱については必要な見直しを行うなど法の趣旨に則った行政運用をお願いしてきているところであり、今後とも引き続き要請してまいりたい。ただし、当該事項は廃棄物処理法の規制の枠外で各都道府県により行われているものであり、一義的には環境省としての対応は困難である。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170025	環境省 経済産業省	アジアの資源循環に資する特定有害物質含有物の輸入手続の緩和【新規】	5053	5053A117	1	2	(社)日本経済団体連合会	117	アジアの資源循環に資する特定有害物質含有物の輸入手続の緩和【新規】	わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国においてリサイクル目的で適正処理することが確実なものについては、バーゼル法の適用から除外する等、アジア圏においても、OECD加盟国間と同等の手続きで資源循環を図ることができるようにすべきである。		上記のものは、アジアの諸外国で処理をしようとする廃棄物となってしまうが、わが国は高いリサイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、これらの有価物は市況の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかってしまうと、ビジネスとして成り立たなくなり、資源の再利用ができない。ちなみに、EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、バーゼル条約よりOECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。一方、アジア圏では、OECD加盟国が日本と韓国だけであるため、こうした取り組みが進んでいないが、本年4月に日本で開催された3Rイニシアティブ関係会議において、アジア圏における資源循環体制づくりの必要性が認識されたところである。この一環として、わが国にできることは、他国への再資源化技術の供与等が考えられるもの、海外への技術移転については、現地国の規制や経済状態等の条件を克服する必要がある。そこで、比較的实现性の高い施策として、輸入に関する規制を緩和することで、アジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与できる。	日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場等で生産活動等に使用された後に、使用済み触媒やめっき液などが発生する。これら()は有価物を含んでおり、わが国の優れた技術でもってすれば、有価物を取り出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとする場合、いわゆるバーゼル法の適用を受けるために、行政手続等に例えば2ヶ月以上かかるなど、多大な時間を要してしまう。生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えば下記がある。 プロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、使用済み触媒、めっき液等
zA170026	環境省	「廃棄物処理法」等に係る事前協議制の見直し	5053	5053A118	1	1	(社)日本経済団体連合会	118	「廃棄物処理法」等に係る事前協議制の見直し	地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引き続き指導していくべきである。 少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純焼却処理を行わずにリサイクル等の資源循環を行うときは、地方公共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。		事前協議が必要な場合は、許認可の取得までに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、持ち込み予定の処理業者が、最終処分を行うかリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の審査を受ける必要がある。排出事業者の環境意識への高まりやCSRの観点から、優良処理業者への域外からの処理依頼が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。 こうしたことから、排出者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的に近隣の最終処分場に向かうケースもあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっている。	廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等に当たって、地方公共団体との事前協議が必要であるとの規定はない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議を行うことが義務付けられる。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA170027	環境省	騒音規制法ならびに振動規制法の特設施設の見直し	騒音規制法第6条、騒音規制法施行令第1条別表第一、振動規制法第6条、振動規制法施行令第1条別表第一	騒音規制法・振動規制法(以下 法という。)は工場騒音・工場振動の規制を工場単位で行うこととしており、規制対象となる工場等であるか否かを著しい騒音・振動を発生する施設を設置しているかどうかで判断している。工場等に設置する施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」として政令で定めている。すなわち、法においては特定施設とは規制の対象となる工場等の判断の基準になるもので特定施設から発生する騒音・振動のみを規制対象とするものではない。	b		政令で定める特定施設は、今後の実態調査、機械の開発・改良等に応じて逐次改訂していく方針であり、最近では平成11年7月に金属加工機械として切断機を追加したところ(騒音規制法)。本年度、環境省はスクリー式圧縮機等について実態調査等を実施しデータを収集する。 また地方公共団体に依頼して過去に苦情が発生した場所等において測定等を実施し、未規制施設のデータを集積してきているところであるが、本年度は、スクリー式圧縮機に関するデータ集積を依頼する。		回答では、データの集積を実施・依頼するところであるが、昨年度より実施されているはずであり、具体的な検討内容及びスケジュール(実施時期)を示された。	b		政令で定める特定施設は、今後の実態調査、機械の開発・改良等に応じて逐次改訂していく方針であり、最近では平成11年7月に金属加工機械として切断機を追加したところ(騒音規制法)。 本年度、環境省はスクリー式圧縮機等について実態調査等を実施しデータを収集する。 また地方公共団体に依頼して過去に苦情が発生した場所等において測定等を実施し、未規制施設のデータを集積してきているところであるが、本年度は、スクリー式圧縮機に関するデータ集積を依頼する。 上記で集積したデータを元に平成18年度には検討会を設置し分析・検討を行う。 の検討を踏まえ、中央環境審議会に諮問し、騒音規制法ならびに振動規制法の特設施設の見直しについて審議する
zA170028	環境省	SOxを排出しない施設に関する公健法の申告手続に係る添付書類の簡素化(新規)	公害健康被害の補償等に関する法律第55条、公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第6条	汚染負荷量賦課金は、昭和57～61年のSOx排出量に応じた過去分賦課金額と前年のSOx排出量に応じた現在分賦課金額を合計して算出されるものであり、納付義務者であるばい煙発生施設設置者は各年度ごとに汚染負荷量賦課金を申告納付することとなっている。申告書には現在分賦課金額の算定根拠となるSOxの年間排出量を証する書類を毎年度添付することとなっているが、ばい煙発生施設の撤去等により事業場が稼働していない場合には、当該書類を添付する必要はない。一方、SOxを排出しない施設に改造したり、SOxを排出しない施設を増設した等の理由により現在分賦課金額が0円となる場合には、前年のSOx排出量を証する書類を添付することとなる。なお、電子申告を導入することによって、申告書及び添付書類の記入の簡易化や申告手続の容易化を図るなどして、提出書類の簡素化に取り組んでいるところである。	c	-	現在分賦課金額が0円となる要因は複数(燃料転換・脱硫効率の上昇等)あることから、使用燃料の種類や使用量を示した資料は申告額を担保するうえで必要なものである。また、(独)環境再生保全機構提出において、提出のあった申告書を審査するうえで、当該資料は必要不可欠なものである。したがって、ばい煙発生施設が稼働している場合には当該書類を添付する必要がある。	ばい煙発生施設が稼働していても使用している燃料の種類によってはSOxが排出されないことがあるが、この場合の添付書類の記載については、本来月ごとに燃料使用量等を記入したうえでSOx排出量を算出すべきものを、燃料の種類および年間使用量(合計)の記入のみに簡略化しても差し支えないこととしている。また、すでに施行規程第6条5号に規定する燃原料の密度を明らかにする書類の添付を省略している。	要望者より、次のとおり再意見が提出されており、見解・対応策を示されたい。 回答では、現在賦課金額が0円となる要因は複数あり、資料燃料の種類や使用量を示した資料は申告額を担保するうえで必要なものであることから、ばい煙発生施設が稼働している場合には当該資料を添付する必要があるとあるが、大気汚染防止法等では、ばい煙発生施設の種類及び構造、ばい煙の処理の方法等を届出なければならぬこととしており、本届出には、大気汚染防止法施行規則により、燃料中の成分割合が含まれている。 また、届出をした者は、変更時も同様に届出ることとなっている。 これらのことから、少なくともばい煙発生施設の種類等の届出をした、いわゆる酸化物を排出しない施設については、使用燃料の種類や使用量が確認されていることから、毎年の申告額を審査する上で使用燃料の種類や使用量を示した資料は、必要ではないと考えられる。この点について、本当に必要かどうか見解を示すとともに、改めて対応を検討され示されたい。 回答のその他において、すでに施行規程第6条5号に規程する燃原料の密度を明らかにする書類の添付を省略しているところがあるが、同規程3号、4号についても同様に省略できるとの理解でよいが、見解を示された。	c(d)	-	[理由] (制度面) 汚染負荷量賦課金は公害健康被害に係る補償等に充てられるという重要な性格を有していることから公課のひとつに位置づけられ、賦課金が確実に徴収できるようにその徴収手続きは公害健康被害の補償等に関する法律において定めるもののほかは国税徴収の例によることとされている。 制度の円滑な実施には、納付義務者の自発的な納付に期待することが不可欠であるという観点から、徴収方法は納付義務者自ら賦課金額を計算して納付する申告納付方式をとっているところであり、納付義務者は毎年度の申告納付額について、その算出過程や算出根拠を明らかにする必要がある。 一方、大気汚染防止法におけるばい煙発生施設の設置及び変更の届出は、ばい煙の排出規制を目的として、設置及び変更しようとする時に都道府県知事に提出されるものである。また、設置及び変更の届出書にはばい煙発生施設の構造や使用方法等について記載するものであり、燃原料の使用量については「通常の使用量」を記載するのみであり、各年度における実際の事業場の稼働状況に応じた燃原料の使用量については把握することができないため、添付書類を省略することはできない。 また、大気汚染防止法の届出をもって添付書類を省略することは、申告納付制度における「納付義務者が毎年度の申告納付額について、その算出過程や算出根拠を明らかにする必要がある」という趣旨からも適当でない。 [運用面] 添付書類に記載のある燃原料の年間使用量は各事業場におけるエネルギーの消費量を示すものであり、審査において年間のエネルギー消費量を比較することから、生産活動を行っている場合にはすべての燃原料の使用量を明らかにする必要がある。 現在、申告書及び添付書類の作成については、電子申告の導入等により作成事務の負担軽減を図っており、賦課分が0.01%未満の燃原料を使用する場合には記載すべき事項の簡素化をするなど電子申告の導入等に加えて更なる軽減化を図っていることから、過度の負担を強いものはないものと考えている。 なお、添付書類の簡素化については次の改善を行っている。 昭和52年度：燃原料について使用量(規程第3号)、硫黄分(第4号)、密度(第5号)を関連づけ一覽表の添付により、試験成績表等の原始帳票の添付を省略。 UFD様式を使用する場合に加重平均を必要としない場合の添付書類の写しの添付を省略(規程改正により第6条第2号使用し、硫黄分が0.01%未満の燃原料を使用する場合には「省略できる添付書類」) 又は燃料の使用量を明らかにすることができる書類(施行規

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
ZA170027	環境省	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し	5053	5053A120	1	1	(社)日本経済団体連合会	120	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し	<p>騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリーュー式圧縮機を対象外とすべきである。</p> <p>規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(2005年3月)において、「平成17年度に、スクリーュー式圧縮機を含む現時点での規制対象となっている全ての圧縮機に関する実態把握調査を全国規模で実施し、検討し得るデータを蓄積し、平成18年度に検討会を設定して検討を行う」旨、盛り込まれたことは評価でき、上記の要望が実現するよう確実に措置すべきである。</p>		<p>騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960～70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリーュー式コンプレッサーの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。</p> <p>従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリーュー式圧縮機は対象外とすべきである。</p>	<p>騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機全般が指定されている。同様に、振動規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい振動を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。</p> <p>その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。</p>
ZA170028	環境省	SOxを排出しない施設に関する公健法の申告手続に係る添付書類の簡素化【新規】	5053	5053A121	1	1	(社)日本経済団体連合会	121	SOxを排出しない施設に関する公健法の申告手続に係る添付書類の簡素化【新規】	<p>公健法の上記賦課金納付手続において、基準年度当時にSOx排出施設として対象になっていた施設で、現在はSOxを排出しない施設については、SOxを排出しなくなった旨届出することによって、翌年度以降はSOx年間排出量を証する書類の添付を不要とするべきである。</p>		<p>汚染負荷量賦課金は、基準年度を境に過去分と現在分があり、SOx排出量をもとに算出している。基準年度以前の排出量は固定していることから、現在SOxを排出していない施設についても、毎年度その旨の証明書類を提出する必要はない。従って、提出書類の簡素化を図るべきである。</p> <p>ちなみに、本要望は、納付時の提出書類の簡素化であり、当該施設が基準年度時点で対象として指定されていることに影響するものではない。</p>	<p>公害健康被害者の補償等に関する法律(以下「公健法」)により、基準日である1987年4月1日において、一定基準以上のSOxを排出するばい煙発生施設を設置していた事業者は、毎年度汚染負荷量賦課金を納付している。</p> <p>賦課金の納付にあたって、同法所定の申告書にSOx年間排出量を証する書類を添付しなければならない。その際、基準年度時に対象となっていた施設は、基準年度以降に、SOxを排出しない施設に改造したり、SOxを排出しない施設を増設するなどして、現在ではSOxを排出しない場合であっても、上記添付書類を作成しなければならない。</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170029	環境省	水質汚濁防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る届出の緩和	水質汚濁防止法 第9条 大気汚染防止法 第10条、第18条の9、第18条の13	水質汚濁防止法及び大気汚染防止法の規定により、都道府県知事又は政令市長は、水質汚濁防止法に基づく特定施設並びに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設(以下、「特定施設」という。)に係る設置や構造の変更等をする場合、都道府県知事又は政令市長に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。ただし、都道府県知事が届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができる。	d	-	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の当該規定は、事業者が審査終了前に工事等に着手し、二重投資等の損害が発生することを防ぐことを目的としてあり、60日という期間は、都道府県知事が審査を行うのに必要な期間であると同時に、事業者をこれ以上長期拘束することは適当でないという考えに立って定められており、実際に審査に60日程度を要する事案も存在する。 その上で、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の規定では、都道府県知事又は政令市長は、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設並びに水質汚濁防止法に基づく特定施設(以下、「特定施設」という。)の設置や構造の変更等に係る60日の実施制限期間を短縮することができる。同様の規定の趣旨は、適切な内容の設置等の届出を行った者については、実施制限期間の経過を待たずに設置の工事等を行えるようにしているものである。 本規定の積極的な活用については、平成9年9月24日付け環大規第232号、環水規第39号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」において、「大気汚染防止法のばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設並びに水質汚濁防止法の特定施設等の設置・構造変更等の届出(以下、「特定施設」の設置等届出、という。)の審査を行い、排出基準・敷地境界基準又は、排水基準等に適合すると認められるときには、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨を届出者に通知するよう努めること」と都道府県及び政令市に対して通知しており、実際にそのように運用されているところ。 要望に示されたような、短い実施制限期間を原則とし、必要に応じて延長をするという制度では、期間満了が近くなったから行政が期間を延長した場合、着工準備を整えていた事業者に損害を与える恐れがある。しかも、期間延長を要するかどうかの判断は、届出を受けてすぐわかるものでもないため、あらゆる届出について期間延長の可能性が除かれず、届出を行った者の立場を不安定にすることとなるため、実際の運用上、不相当である。 以上により、積極的な要望については、現行法に基づき、都道府県知事又は政令市長が個別の届出内容に応じて実施制限期間の短縮を行うことが適切である。今後とも、必要に応じて、実施制限期間の短縮に努めるとともにその旨を速やかに事業者へ通知するよう都道府県知事及び政令市長に指導等を継続することが妥当であると考え、実施の制限は存在せず、廃止した日から30日以内に届け		要望は、行政手続の短縮化を求めているものであり、現行の審査に要する期間を60日間から30日間に短縮し、必要に応じて制限期間を更に30日間延長できるように変更を求めているもの。 回答では、60日という期間は、都道府県知事が審査を行うのに必要な期間とあるが、具体的にどのような検討や作業に60日間も要するのか、例えば、気事業法やガス事業法においても、同様に、事業用電気工作物やガス工作物の設置もしくは変更の際に際して、届出受理日から工事着手までの間、期間を置くように定めているが、その期間はいずれも30日間となっている。この点について、見解を示すとともに、改めて対応を検討され示されたい。 また、回答では、排出基準・敷地境界基準又は、排水基準等に適合すると認められるときには、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨を届出者に通知するよう努めることを都道府県及び政令市に対して通知しているところがあるが、短縮化を求める要望者のニーズは十分であると考慮されるため、少なくとも、各地方自治体の審査がより迅速に行われるように事務処理等の効率化を指導すべきである。この点についても、改めて対応を検討され示されたい。	d	-	ガス事業法や、電気事業法においては、工作物等が技術上の基準に適合しているかどうかを判断するものであるが、大気汚染防止法や水質汚濁防止法では、一つの施設が技術上の基準に適合しているかどうかを判断するものではなく、事業場からのばい煙・特定粉じん・排水が排出基準・敷地境界基準又は排水基準等に適合するかどうかを判断するものであり、発生施設並びに特定施設の構造、使用する原料、発生施設並びに特定施設からの排出・排水、事業場からの排出・排水系統、ばい煙の処理・排水処理施設の構造・能力等を総合的に判断する必要がある。このため、ガス事業法や電気事業法とは一概に比較できないと考える。 なお、その他、実施の制限の制度を有している法律として、以下のものがあり、大気汚染防止法や水質汚濁防止法の60日間が特に長いものではない。 ・ 下水道法 60日間 ・ 石油及び可燃性天然ガス資源開発法 60日間 ・ 工場立地法 90日 ・ 石油コンビナート等災害防止法 3月 また、対応が不十分であると考えられる地方公共団体を具体的に教示いただければ、今回の要望の趣旨を当該地方公共団体に伝えることとする。
zA170030	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除		環境省においては、既に平成14年7月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしている。	c	-	環境省においては、既に平成14年7月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしている。		要望者の以下の意見を踏まえ再検討願いたい。 「既に措置済みとしている省庁がある一方で、「検討する」と回答しつつ検討期間が明記されていない省庁があるなど、対応に相違があり、各省庁の統一かつ早急な対応を強く求める。」	c	-	譲渡対象者の範囲の拡大の措置については、早期実施に向けて検討していきたい。 統一な共通ルール策定については、引き続き財務省において実施すべきと考える。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170029	環境省	水質汚濁防止法・大気汚染防止法 における特定施設等に係る届出の 緩和	5053	5053A122	1	1	(社)日本経済団体連合会	122	水質汚濁防止法・大気汚染防止法にお ける特定施設等に係る届出の緩和	水質汚濁防止法に基づく特定施設等 ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙 発生施設について、その設置や構造の 変更等に係る届出は、原則、着工予定 日の30日前に行えばよいこととし、届出 施設の内容が特に複雑であるなど特に 問題がある場合には、30日間に限って 実施制限期間を延長できるようにすべき である。		着工の約30日前までに施設内容が確定 できない場合が多々あるため、着工予定 日の60日前までに、設置及び変更等の 届出を行うことが難しいのが現状であ る。 現行規定は、1960年代に設定された ものであり、現在のように、環境保全に 関わる体勢が整えられた状況では過剰 なものと言える。スピード経営が求めら れる時代にあつて、60日間もの遅れは非 常に大きな事業機会の損失になる。技 術進歩や時代の要請に合わせて、自治体 における審査も迅速化を図るべきであ る。環境省は、平成11年4月の「大気 汚染防止法および水質汚濁防止法に基 づく届出対象施設の設置等に係る届出 事務の処理について」により、実施制限 期間の短縮措置を積極的に都道府県知 事等に通知した。その結果、審査に要し た日数が30日以内である割合がおおむ ね9割であり、ほとんどの届出が実質的 に30日以内で審査を終えている(環境省 資料 2003年4月)このような状況を踏ま えれば、「実施制限期間は原則30日間と し、届出施設の内容が複雑である等の 特別の場合に、その制限期間を30日間 を上限として延長すること」とすべきで ある。 企業は、着工予定日に向けて様々なス ケジュールを組んでおり、法規定が「着 工予定日の60日前までに届出をしなけ ればいけない」というままでは、都道府県 等の審査機関の短縮努力が、企業の実 務上のメリットにつながらない。	水質汚濁防止法に基づく「特定施設」な らびに大気汚染防止法に基づく「ばい煙 発生施設を新設・改造・変更・廃止する 場合、都道府県知事に届出が必要とさ れる。法令上、事業者は、届出受理の日 から60日間は、その届出に係る特定施 設等の設置・変更等を行うことができな い。
zA170030	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証 券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	13	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化 等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につ き、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべ きである。そのため、各省庁共通のルー ル(譲渡先が金融機関の場合は債権 譲渡禁止特約の適用除外とする、事 前承認手続を大幅に簡素化する、債 権譲渡に対する取扱を統一する)を策定 することが求められる。地方公共団体に 関しても同様の取扱いが求められる。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡 禁止特約の存在が障害となっている。債 権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省 庁、地方自治体が共通ルールの下で着 実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向けの金銭 債権については、譲渡禁止特約が付さ れていることが多く、当該金銭債権の証 券化等を行うことができない。近年、一 部の省庁においては事前に承認を得るこ とにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先 については債権譲渡禁止条項適用の例外 とする等、企業における売掛債権を活 用した資金調達支援・促進が図られて いる。しかし、省庁による対応のバラツ キ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ 等の問題が残されている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170031	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】	外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国人投資家」と規定され、体内直接投資等の事前届出、または事後報告が義務づけられている。	c	-	ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要がある。非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。					
zA170032	厚生労働省 環境省 経済産業省	化審法における新規化学物質の安全性試験に関する規制緩和【新規】	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第3条第4条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第2条 新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令 第1条	化審法においては、化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質を試験研究用以外に、製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を事前に届け出ることとされている。	e	-	化学物質が他の製品の製造のために使用されたりせず、当該新規化学物質を製造する者又は当該新規化学物質を譲受する者の試験、実験、研究、開発、検査等のために当該新規化学物質を製造する限りにおいては、法第3条第1項第2号の「試験研究のために新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき」に該当するために、事前の届出等は必要ではない。		通知・公表等により、周知徹底を図るべきであり、対応を検討され示されたい。	e	-	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(平成16年3月25日薬食発0325001号、平成16・03・19第3号、環企発第040325001)にて既に通知している。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170031	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】	5053	5053A148	1	8	(社)日本経済団体連合会	148	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】	外国資本が50%以上であっても、株式公開企業であって、1株主あたりの議決権が一定比率(例えば10%)以内の企業であるなど、単独で支配権を持つに至らない状況であることが認められれば、「外国投資家」とみなさず、対内直接投資等に係る事前届出、事後報告の義務付けを不要とすべきである。		外国資本が事実上支配権を持たない企業に対して、安全保障上の観点から直接投資を規制する必要性は薄い。	「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合には、外為法に基づく事前届出または事後報告が義務付けられている。「外国投資家」の要件は、外国資本が過半数を占めるかどうかの形式基準に拠っており、支配の実質は助産されない仕組みとなっている。
zA170032	厚生労働省 環境省 経済産業省	化審法における新規化学物質の安全性試験に関する規制緩和【新規】	5053	5053A239	1	3	(社)日本経済団体連合会	239	化審法における新規化学物質の安全性試験に関する規制緩和【新規】	少量新規申請による製造可能量を1t/年以下から、10t/年以下まで引き上げるべきである。 また、安全性試験の項目数を削減し、試験条件(反復投与試験の日数や分解度試験の期間の短縮など)を見直すべきである。具体的には、2~3ヶ月程度で安全性試験が完了し、化審法の申請が可能にすべきである。		一般的に電子材料用途の新製品上市にあたっては量産での実証試験が必要であり、実証テストには1t/年以上の新規化学物質数量が必要であり、上市されることになった場合は、新規化学物質が10t/年以上使用されることになる。 しかし、少量新規申請による製造可能量が1t/年以下では、実用検証に必要な数量に足りない。また、新規化学物質の安全性試験には部分的な試験でも最短で約1年が必要な現在の規制では、研究で新規化学物質の機能が確認された後、実証試験着手までに年単位の期間が必要になるため、新規化学物質は上市のタイミングを失ってしまう。	新規化学物質の製造には、下記の安全性試験が必要とされている。 少量新規申請:1t/年以下の製造が可能。 部分安全性試験を実施し、難分解・低蓄積性と判定されたもの:10t/年以下の製造が可能である。(テスト費用:約600万円、テスト期間:約1年) 安全性試験の完了後、白公示物質と判定されたものは製造可能である。 一方、1種監視物質、2種監視物質、3種監視物質と判定されたものは製造可能であるが、数量公表が必要とされている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170033	環境省	建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)の緩和	平成13年6月1日付け環産第276号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」	建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く微細な泥状のものは、無機性汚泥として取り扱われており、土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとしている。	c	-	地山掘削においては、掘削工事本体と発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを一体としたシステムとしてとらえることが可能であるため、当該工程からの排出を廃棄物の排出時点としてとらえるものである。		回答では、地山掘削においては掘削工事本体と発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを一体としたシステムとしてとらえることが可能であるが、要望者は、掘削工事(SMW工法)に伴って発生した掘削物を土砂と水分(泥水)に分離する工程も、一体としたシステムとしてとらえることが可能かどうかの確認を求めており、この点についての明確な見解を示された。 なお、現状、掘削工事(SMW工法)では、掘削時点で汚泥と判断されており、次工程で分級し性的に土砂であっても汚泥として処理されているが、分級を加えた工程は、泥水シールドもしくはリバースサーキュレーション(泥水循環工法の一例)とほぼ同じであり、一体となったシステムとしてとらえるべきである。	c	-	建設工事に係る掘削工事にともなって排出されるもののうち、含水率が高く微細な泥状のものについては、土砂か汚泥かの判断は掘削工事に伴い搬出される時点で行うこととされている。セメントミルクを注入しながら行うSMW工法等の柱列式連続壁工法においては、御指摘の泥水循環工法とは異なり、掘削工事に伴い、セメントミルク及び土砂の混合物とセメントミルクが排出されるものと認識しているが、これらはいずれも当該排出時点において産業廃棄物として取り扱っているところである。
zA170034	環境省	建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)の表現の明確化	平成13年6月1日付け環産第276号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」	土砂か汚泥かの判断基準は、建設廃棄物処理指針(平成13年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知環産第276号別添)において規定されている。	d	-	土砂か汚泥かの判断基準は、建設廃棄物処理指針(平成13年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知環産第276号別添)においてコーン指数・軸圧縮強度・粒子の大きさ・流動性等様々な観点から示しており、必要な数値を明確化しているところである。		回答では、必要な数値を明確化しているところがあるが、要望者は、規制範囲が「おおむね」という表現により、あいまいになっている点について、明確化を求めている。 例えば、「粒子が直径75μを超える粒子をおおむね95%とあるが90%~100%なのか±1%なのか自治体等により判断がまちまちであり、掘削物が土砂か汚泥か明確な判断が出来ないとの要望である。 この点について、明確な見解を示すとともに、その周知方法等の対応を検討され示されたい。	d	-	「直径74ミクロンを超える粒子をおおむね95%以上含む」とは「容易に水分を除去できる。掘削物の目安として示したものである。」「土砂として扱うことができる。基準は、「ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境保全上支障のないもの」の記述部分であり、前述の「おおむね95%以上」は規制範囲を定めるものではないことから、この部分について数値に幅がある表現をすることは問題ではないと考える。 同様に、「コーン指数が概ね200kN/m ² 以下」及び「軸圧縮強度がおおむね50kN/m ² 以下」の表現についても、泥状の状態を示す「標準仕様ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態」について土の強度を示す指標を用いてわかりやすく例示したものであり、規制範囲を定めたものではないことから、この部分についても数値に幅がある表現をすることは問題ではないと考える。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170033	環境省	建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)の緩和	5058	5058A001	1	1	任意団体	1	建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)の緩和	<p>地山掘削では元の土砂と水に分離する工程までを掘削工事ととらえ、その時点で土砂か汚泥かの判断を行っている。掘削工事においても排出される掘削物を現場内で分級処理する場合はその装置から排出される時点で土砂か汚泥かの判断をするべきである。</p>	<p>建設廃棄物処理指針の代表的掘削工法に例示されている柱列式連続壁工法(SMW工法等)で排出される掘削物は現在、建設汚泥として処理しているが、最近、環境問題への対応に伴い発生汚泥を分級処理後、リサイクルする工法(ハイドゲン工法等)が開発されている。この工法で排出される分級処理土は、振動ふるいとサイクロンで、粗粒分は75μ以下の粒子を95%程度除去しており、コーン指数は200kN/m²以上確保されているにも関わらず、土砂か汚泥かの判断は掘削工事に伴って排出される時点で行なっている為、汚泥となっている。処理土の性状は土砂としての基準を満たしており、現場内で発生する掘削残土より細粒分が少なく性状的に優れている場合が多い。</p>	<p>近年、行政指導により建設、土木工事において再利用等、環境工法が推奨されている。掘削工事においても再利用工法が採用されてきているが、設備導入費用より産廃処理費の方が安く、設備が導入できない場合がある。指針の緩和により、分級処理土を土砂で処理できると、産廃処理費が低減され環境工法の導入機会が増加する。現在、建設汚泥はSMW工法だけで年間約35万m³、同様工法も含めると70万m³になると考えられる。基準を満たした分級処理土を土砂として取り扱い、処理液をリサイクルすることで、客先にもコストダウンメリットがあり、また、場外に持ち出す産業廃棄物をゼロにすることが可能となり最終処分場等、環境問題の改善に大きく寄与する。</p>	
zA170034	環境省	建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)の表現の明確化	5058	5058A002	1	1	任意団体	2	建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)の表現の明確化	<p>処理指針で、基準数値が示されているが「おおむね」という表現であり明確にしてほしい。</p>	<p>我々の協会で展開しているリサイクル工法においては土砂の基準値を「粗粒分は75μ以下の粒子を95%除去、コーン指数は200kN/m²以上」としている。</p>	<p>処理指針では規制数値が示されているが、おおむねと表現されており、規制範囲があいまいである。最近、環境問題への対応に伴い発生汚泥を分級処理後、リサイクルする工法(ハイドゲン工法等)が開発されている。この工法で排出される分級処理土は、振動ふるいとサイクロンで、粗粒分は75μ以下の粒子を95%程度除去しており、コーン指数は200kN/m²以上確保されているが、指針が明確な表現になっていないため、土砂か、汚泥かの判断ができない。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170035	環境省	バイオマスである「生ごみ」の利活用に関わる規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第6項及び第12項 同法第9条の8第1項	一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。また、当該許可を受けた者は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超えて料金を受けてはならない。 生ごみは、廃棄物処理法施行規則第6条の2に規定する「再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物」ではない。	c	-	御提案の手数料にかかる規制については、市町村が行う一般廃棄物処理事業に關し、手数料を条例で定めた場合、一般廃棄物の処理料金について市町村が行う場合と一般廃棄物処理業者が行う場合に市町村住民間に不公平をたさないようにしたものである。したがって、条例に規定する手数料がどのような廃棄物のどのような処理を対象としているのかによって規制の有無が決まることとなるため、ご要望については市町村とよく相談されたい。 一般廃棄物は市町村の統括的な責任の下で処理されることとなっており、その処理の方法については市町村が総合的に判断することとなる。したがって、市町村が必要と認める場合には、一般廃棄物処分業の許可等が行われるものと考えており、ご要望については市町村とよく相談されたい。また、再生利用されることを確認である市町村長が認めたい一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に係る市町村長の指定の制度があり、市町村とご相談の上、このような制度の活用も検討されたい。 再生利用認定制度は、廃棄物の再生を行うに当たって、生活環境の保全上支障が生じることのないこと等の一定の要件に該当する再生利用に限って認められている廃棄物処理法の特例である。そのため、生ごみ等の腐敗性を有する廃棄物については、当該廃棄物の性状の変化により悪臭等による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあることから、当該制度にはなじまず、このような廃棄物については、市町村による監督、指導の下で適正な再生利用が確保されるべきものと考えている。		、 について、回答では、市町村と相談されたいとあるが、市町村毎に対応が異なることも考えられる。また、循環型社会形成に向けた取組みについて、貴省は、国と地方が一体となった循環社会を支える基盤の整備を推進していく、という方針を示されている。よって、循環型社会形成の観点から、制度的な解決が図られるよう、改めて対応を検討され示されたい。 について、回答では、生ごみ等の腐敗性を有する廃棄物については、当該廃棄物の性状の変化により悪臭等による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあることから、当該制度にはなじまないとあるが、バイオマス発電の原料となる廃材等において容易に腐敗しないような措置を講ずることは可能であることから、それを前提に認定の対象とすべきである。なお、構造改革特区においては、除湿による腐敗防止処理を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合を再生利用認定制度の対象として認めている。その成果等を検証の上、循環型社会形成の促進の観点から、改めて対応を検討され示されたい。	c	-	一般廃棄物は市町村の統括的な責任の下で処理されることとなり、その処理の方法や交付金を活用した施設整備の方針等については市町村が総合的に判断することとなる。したがって、市町村が必要と認める場合には、一般廃棄物処分業の許可等は行われるものと考えている。このため、市町村毎に対応が異なる場合があることは想定されることから、市町村とよくご相談されたい旨を前回回答しているものである。 ご要望は「生ごみ」と明記されており、「廃木材」は関係がない。その上で、「廃木材」の再生利用認定制度に係る特例制度を限定的に設けていることをもって、「廃木材」一般の腐敗性を否定することはできない上、「廃木材」と「生ごみ」とでは性状、排出方法等も異なるため、「廃木材」の議論と「生ごみ」の議論を重ね合わせることは無理があると考え。
zA170036	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて			c	-	長期継続契約の出来る具体的な範囲については、会計法、予算決算及び会計令において規定されており、当省において回答できる立場にない。		要望者は以下のような追加意見を提出しているところであり、要望者の意図も踏まえ、今一度検討されたい。 各省庁からの回答では「物品等のリース契約については、単年度契約や購入による場合と比較して合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約の活用を検討している」とされているが、どのような場合に合理性が認められるのか明確にすべきである。なお、一部の省庁では「単年度契約のみとの回答をされているが、国庫債務負担行為による複数年契約の活用についても検討を行うべきである。国とのリース契約について、地方自治法234条の3、地方自治法施行令第167条の17と同等の法令改正を行い、リース契約を長期継続契約の対象とする等の法制度の整備を行うべきである。	c	-	再検討要請については、当省において回答できる立場ではない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170035	環境省	バイオマスである「生ごみ」の利活用に関わる規制緩和	5064	5064A001	1	1	(財)新エネルギー財団 新エネルギー産業会議 バイオマス委員会 (委員長:横山 伸也 東京大学大学院教授)	1	バイオマスである「生ごみ」の利活用に関わる規制緩和	<p>現状、一般廃棄物の処分業の許可を得た者は事業にあたって当該自治体の処分手数料を超える料金を受けることができないが、バイオマスを利活用する場合にはこの適用を免除して頂きたい</p> <p>現状、新規に一般廃棄物の処分業の許可を取得しようとした場合 実質的には許可を取得しにくい面があるが、バイオマスを利活用する場合には許可が容易に得られるようにして頂きたい</p> <p>()の規制緩和が困難な場合)一般廃棄物の再生利用に係る特例の認定対象として、バイオマスを利活用する場合を追加して頂きたい</p>	<p>左記 及び が実現した場合、「生ごみを原料としてメタン発酵を行い、生成したメタンにより発電を行う」事業の事業化が可能になり、バイオマスの利活用に資することができると共に発電電力量に相当する化石燃料の使用量低減を通じてCO2の削減に寄与することができる。</p> <p>また、及び の実現が困難な場合でも、左記 の再生利用の枠組みを通じて上記の事業化が可能になり、上記の効果が実現できる。</p>	<p>添付の事例に詳細を記述しているが、については、自治体の徴収手数料が必ずしも事業の収益性の観点から設定されているわけではないように見受けられ、現状の規制のもとで事業化した場合には事業の収益性に著しい影響を与える可能性があるためである。</p> <p>については、現状の法制的枠組みでは「処分業の許可」が得られなければ事業化が不可能であり、バイオマスの利活用のために改善を要望したいためである。</p> <p>についても、現状の枠組みでは認定が著しく困難であるように見受けられ、改善を要望したいためである。</p>	添付資料「生ごみのメタン発酵の事業化を断念した事例」あり
zA170036	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	13	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	<p>国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。</p> <p>地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条項を削除等すること。</p>		<p>現在、各省庁がOA機器や車両を導入する際には、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強いている。</p> <p>地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、衡平を欠く。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170037	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除		環境省においては、既に平成14年7月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくことになっている。	c	-	環境省においては、既に平成14年7月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくことになっているが、各省庁及び各地方公共団体に適用する統一的な共通ルールの策定については、国の会計法規を所管する財務省において実施すべきと考える。		要望者から以下のとおり意見が提出されていることを踏まえ、再検討願いたい。 「既に措置済みとしている省庁がある一方で、「検討する」と回答しつつ検討期間が明記されていない等の対応に相違があり、各省庁の統一的かつ早急な対応を強く求める。」	c	-	譲渡対象者の範囲の拡大の措置については、早期実施に向けて検討していきたい。 統一的な共通ルールの策定については、引き続き財務省において実施すべきと考える。
zA170038	環境省	クレジットカード決済による支払業務		外国出張時に、止むを得ず現地での精算を必要とする場合に限りクレジットカードを使用させている。	c	-	支払行為において職員個人が精算を行うことは非常に限られている。国の会計制度に変更がない限りはクレジットカードの普及は不可と考える。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	c	-	購買カードについては、職員個人の支払行為であり、国の会計制度とは関連しない。出張旅費、物品購入についてはADAMS、日銀等を経由して決済されており、現状ではクレジットカード等の必要性は見当たらない。 法律等については、国全体共通であり、個別省庁で回答すべきものではないと考える。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170037	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	13	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁の対応が異なり、統一かつ早急な対応を求める。	
zA170038	環境省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A004	1	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	4	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前回提案に対し御省より「要望の内容を確認したところ、民間企業で使用されている「コーポレートカード」とのことであり、当方においては既に外国出張時に限って旅行者に同カードを使用させていることから制度上は可能と考える。ただし、旅費の支払いをクレジット会社あてと旅行者あてに分けて支払う必要があり、事務が複雑になり簡素化に資するものとは考えられないことから本要望を促進するかどうか、なお検討を要する。」との回答をいただいた。 既に多くの他省庁でクレジットカード支払は導入されており事務煩雑化などの問題はないものとする。このため、御省においても導入をお願いしたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA170039	環境省	乾燥処理済み生ごみを再利用する場合の輸送の規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項 同法第7条第1項及び第6項	「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項)。	c	-	平成十一年三月十日最高裁第二小法廷決定において「不要物」とは自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見積り形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である。」とされ、廃棄物処理法の運用に当たってはこのような基準に従って廃棄物か否かを判断しているところであるが、このような廃棄物についてはそれ自体が原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質がある。したがって、こうしたものについては、たとえ処理後は有価物になる物であったとしても、当該物の収集運搬の際に生活環境保全上の支障があることから、廃棄物として一定の規制をかける必要がある。また、生ごみについては、腐敗性を有し、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じやすいものであるため、生活環境の保全に留意しつつ市町村の監督・指導下で適切に処理される必要がある。 そして、御提案のように不要となった物の排出者が当該物を有償で譲り受ける者へ引き渡す場合の収集運搬においては、排出者が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合には、廃棄物の収集運搬に該当する		要望者は、生ゴミ処理機により処理された物については、肥料化再利用が可能であると考えている。したがって、生ゴミ処理機により処理された物については、循環型社会形成の促進及び環境保全の観点から、廃棄物の定義の見直しを含めた、リサイクル資源としての対策を総合的に検討していただきたい。	c	-	廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となった物」をいい、そのため、安価でいい削減処理をした方が得であるため、そんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質がある。そのため、生ごみは基本的に廃棄物に該当するものであり、ご提案のように乾燥処理したものについても、単にその事実のみをもって廃棄物に該当しなくなるものではない。また、不適正処理の多くがリサイクル名目により生じていることにかんがみ、リサイクル可能物を含め不要物全体を廃棄物として制度的な管理下に置くことが必要と考える。したがって、上記のような不要物については、たとえ処理後は有価物になる物であったとしても、当該物の収集運搬の際に生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあることから、廃棄物として一定の規制をかける必要がある。また、リサイクルを進めていく必要がある。
zA170040	環境省	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の改正	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律 第7条	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づき、指定地域内の舗装道路の積雪又は凍結の状態にない部分において、スパイクタイヤの使用を禁止している。	c	-	なにゆえ、つるつる氷と化した雪面をグリップできるニュースパイクタイヤがアスファルト面を掘削しないで済むものなのか不明である。また、つるつる路面と事故との因果関係も不明であり、つるつる面を生じさせないために多数の一般人がわざわざスパイクのついたタイヤを装着することが合理的であるかは不明である。		要望者は、冬季の豪雪地帯において交通条件と気象条件の相乗効果により、ツルツル路面ともミラーバーンとも呼ばれる非常に滑りやすい凍結路面が現れる原因として、スタッドレスタイヤの使用を挙げ、さらに凍結路面上でスタッドレスタイヤを装着した自動車が行き止まりになり、滑走による交通事故リスクが高まると考えている。したがって、路面が積雪、凍結していない状態における車両走行時に発生する粉じん量等が、スタッドレスタイヤと同等であることが確認できるなど一定の要件を満たしているスパイクタイヤの常時使用について、要望者からの要望内容を含めて、再度検討いただきたい。	c	-	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律は、国民の健康や生活環境への影響を防止する観点からスパイクタイヤの使用を規制している。 御提案のニュースパイクピンを使用したスパイクタイヤにより発生する粉じん量等が、スタッドレスタイヤと同等であるかどうかは、既に提出のあった資料からは不明である。 どのようなスパイクタイヤなら可とするかの判断については、かねての著しい粉じん公害の経験則に照らし、十分に慎重であるべきであり、現段階では、現在の法律のとおり、積雪又は凍結の状態にない舗装道路でのスパイクタイヤの使用は禁止することが妥当である。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
ZA170039	環境省	乾燥処理済み生ごみを再利用する場合の輸送の規制緩和	5108	5108A001	1	1	有限会社 アグリクリエイト	1	乾燥処理済み生ごみを再利用する場合の輸送の規制緩和	<p>現在、生ごみの減量または、リサイクルを目的として生ごみ処理機が普及しています。しかし、環境省の見解では、生ごみ処理機で処理した処理物(以下、この処理物と言う。)は、その内容(処理状態)、その後の廃棄または、再利用等の用途にかかわらず、すべて廃棄物として扱います。この場合、廃棄物及び清掃に関する法律(以下、この法律と言う。)に従って適正に処理しなければなりません。しかし、生ごみ処理機の購入者の多くは、処理物の肥料化再利用を望んでいます。また、肥料製造業者は、都道府県の肥飼料検査所から登録を受けることになっています。登録を受けている肥料製造業者が、受け入れ処理物をすべて再利用することを条件に、この処理物について、この法律の規制を緩和し、輸送及び処理できれば生ごみのリサイクルは急速に進みます。今回の要望として、処理物の輸送費の一部を排出者に負担してもらった場合であっても、購入した処理物のすべてを使用し、価値のある商品を生産する場合は、法令の規制を受けず、有価物として取引できるよう規制緩和をお願いします。</p>	<p>現在、世の中に普及している業務用生ごみ処理機は、20～50K/日処理の小型のものが殆どです。従って乾燥型の処理機で、異物の分別及び、適切な乾燥がされていると肥料原料に適しています。この処理物を原料に特殊肥料を製造し、農家やガーデニング愛好家に販売すれば、十分な事業採算性が望めます。さらに、この肥料を購入した農家の農産物を、野菜のグリーン購入として、処理物の排出者に購入してもらえば、新たな農産物の流通システムが生まれます。</p>	<p>現在、生ごみ処理機で処理した乾燥有機物を集めて肥料加工する場合、廃棄物及び清掃に関する法律に従い事業を進めるか、または、乾燥処理物を有価で購入し、かつ収集に関する費用をすべて負担して肥料製造業者として事業を進めるかどちらかです。この場合は、一般廃棄物の収集運搬業者が集めて、一般廃棄物の処理業者が処理に当たるわけですが、この場合一般的には、乾燥有機物の排出者は、処理費及び運搬費を負担せねばならないので、生ごみ処理機を購入した上で、更なる負担を強いられることとなります。この場合は、排出者は、処理物を有価で販売でき、かつ運搬費を負担することがないので助かりますが、肥料製造業者は購入費と運搬費のすべてを負担することで、肥料の製造原価が高くなり、販売価格も上がり、購入する農家の負担も増えます。このため、この場合、2の場合とも事業化が進みません。そのため、生ごみ処理機は普及しても、その処理物の有効利用は進みません。運搬費の一部を排出者に負担してもらうことで、肥料の製造コストが下がるため販売価格も下がります。乾燥生ごみの肥料化リサイクルは確実に進みます。生ごみ処理機で乾燥処理した有機物は、再度水に濡らすことがなければ、そのままの状態でも腐敗せず、悪臭も出ません。また、適切な肥料加工を施せば、十分価値のある特殊肥料に加工できます。</p>	<p>現在、有限会社アグリクリエイトでは肥料製造業者として、この乾燥有機物を有価で購入し、かつ運送費も負担して事業を進めています。しかし、近年農産物の価格が下がり、農家も高価な肥料は購入できなくなりつつあります。今後、肥料の販売価格を下げ、生ごみリサイクルを続けるために今回の要望を出しました。現在の事業の取材記事、乾燥有機物排出事業者リスト、肥料製造業者の登録書を添付します。</p>
ZA170040	環境省	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の改正	5116	5116A001	1	1	尾見昭良	1	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の改正	<p>スパイクタイヤは必要である。冬季間舗装路面に新雪が降っても積雪が20センチ25センチまでの高さならスタッドレスタイヤの走行は容易であると考えられるが、車の走行台数が増え時間が経つにつれ該路面は次第にスタッドレスタイヤのトレッドによって踏み固められて圧雪化するのが通常の状態であり、圧雪の状態でもタイヤのトレッドのサイブ(刻み)で特有のグリップ、アンド、ブローの作用ができるうちは、ある程度スムーズに走行できるが、車の荷重による圧力によって加圧されると、スタッドレスタイヤのトレッドのサイブによるグリップ、アンド、ブローが効きにくくなる。こうなると該タイヤははじめは少しいたが空転(スリップ)しながら走行する。こうなればもうつる路面製造の序曲で車の走行台数が増える程つる化が促進拡大されて、本来のつる路面になると考えられる。勿論これに外気温及び湿度という条件が加味されるのはいうまでもない。従って前述の如くスタッドレス自体が造るつる路面を無くすには、このつる化が始まる前の段階でこのメカニズムを壊す作用がどうしても必要で、その方法のひとつとしてスパイクピンが効果的と考えられるが、これが従来のスパイクタイヤのスパイクピンの構造(単一形態の硬直性ロッド)であってならない。必要なのは舗装路面を損傷しないスパイクタイヤのスパイクピンの構造である。(改正すべき法律案の内容は別紙の通り)</p>	<p>粉じんを出さないスパイクタイヤはできる。従来のスパイクタイヤが粉じんを発生したのは、該タイヤに装着(固定)されたスパイクピンが原因なのは衆知の如くであるが、その構造(単一形態の硬直性ロッド)を変えることで、材質が金属でも舗装路面を損傷しないことは物理的にいっても明確であることは数多くの実験及びテストによって確定している。本法律は、従来のスパイクタイヤが舗装路面を損傷(粉じん発生)したのは金属製のスパイクピンであったことから、全ての金属製のスパイクピンに類する物を固定したタイヤの使用(舗装道路)を禁止したのは正しくない。本来は粉じんの発生原因を追究し、そのメカニズムを解明した上で規制すべきところを単なる目視のみによって、金属が原因と断定したものと推測されるが、この誤りを速やかに是正するには、本法案のニュースパイク(ブレーキピン)ピンを使用(タイヤに固定)したスパイクタイヤを直ちに認めるべきである。スタッドレスタイヤにニュースパイク(ブレーキピン)をトレッドに固定すれば、粉じんの発生しないスパイクタイヤになることは容易である。国がタイヤメーカーに行政指導をすれば解決されるものと考え。またタイヤメーカーにしても、スタッドレスタイヤのサイブを減らし、その部分にブレーキピンを固定するブロックを設けることで解決されよう。何れにしても、国は一日も早くつる路面を解決するよう善処されることを切に望むものである。</p>	<p>本法律が発令された最大の理由は、スパイクタイヤによる粉じんを発生させないためだが、その結果は交通事故等の増大を余儀なくしている。しかも、本法律の規制内容が、科学的、物理的根拠に欠けているばかりでなく、これを改善するための提案や研究開発等をも著しく阻害する根本的な要因となっている。故に、これを改善するには本法律の部分的な手直しでは不可能であり、ほぼ全面的に改正する必要があると判断したものである。</p>	<p>(要望理由より続き) 本法律が改正されない限り、スタッドレスタイヤではつる路面を解消することは不可能に近い。何故ならつる路面を製造しているのは当のスタッドレス自体であるからである。若しも、この説に疑問を持つ人がいるなら説明しよう。このスタッドレスタイヤの以前は問題のスパイクタイヤである。それより以前は金属製のタイヤチェーンである。さらに、以前はスノータイヤであることは、50歳以上の年配者なら承知のことと思う。何故スノータイヤからタイヤチェーンにしたかという、路面がつるつるになり危険で車が走れないため、金属製のタイヤチェーンが雪道には必要であったがこれが走行中は騒音がひどく、しかも切れ易(かつ装着に手間がかかるので敬遠されがちで、間もなくスパイクタイヤが登場すると、誰もが装着を常識とされていた。だが粉じんの発生で、本法律第55号の発令により(平成2年6月27日)以来金属製スパイクピン装着のスパイクタイヤの使用が現在も禁止されている状況にある。このように、スノータイヤではつる路面で車の走行は困難であったからスパイクタイヤに変わった過去の経緯を考えれば、スタッドレスでもゴムだけのトレッドではつる路面になるのは当然の帰結である。</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
1A170041	環境省	ディーゼル車の使用過程車対策の 抜本的な見直し	自動車NOx・PM 法 第12条、第14条 大気汚染防止法 第19条	自動車NOx・PMに基づき、対策地域の トラック・バス等、ディーゼル乗用車のう ち排出基準を満たさないものについて は、一定の期間が経過した後、自動車 検査証を交付しない規制措置(車種規 制)を講じている。	c	-	自動車NOx・PM法により、特に大気 汚染の厳しい大都市圏に限った特別な 規制として、道路運送車両法に基づく 自動車登録制度を活用した車種規制を 行うなど同法に基づく平成22年度まで に環境基準を概ね達成させる目標に向 け懸命の努力を傾けているところ。 自動車登録制度によらず流入車の規 制を行う場合においては、その担保手 段となるべき路上取締りの体制整備や 違反車両の確認方法の確立等も必要 となるが、自治体によって体制や予算 規模が大きく異なる現状を鑑みると、対 策地域全体に流入する車をも含めた走 行規制を国の制度として一律に導入す ることは困難。また、大気環境の良好な 地域にまで、かかる特別の規制を及ぼ すことは過剰規制となる。 なお、平成14年4月に策定した総量削 減基本方針では平成17年度の中間目 標を定めており、東京等関係自治体が 定めた目標が達成されたかどうか、平 成17年度に施策の進捗状況について 中間的な点検・評価を行っているところ。 平成15年度から使用過程車の排ガ ス性状の劣化等について調査を実施し ているところ。この調査結果を踏まえ、 各府省と連携し、使用過程車の排出ガ ス性能を良好に維持・確保する方策に ついて検討していく。		要望者から次のとおり意見が提出され ていることを踏まえ、改めて検討されたい。 排出基準を満たさない車両が、対策 地域外の営業所・事業所へ転籍・転売 されたり、対策地域外に実体のない営 業所を設けて営業を続ける規制逃れと も言うべき状況も現れており、現行の規 制措置は対策地域の環境改善に極め て不十分なものである。対策地域外か らの流入車も規制対象とするなど、国 民の生命と健康を守る観点から、国の 責任において抜本的な制度構築を図る よう、再度検討を依頼する。	c	-	前回に回答した「対応策」で示したとおり、自 動車登録制度によらず、独自に街頭で流入 車の規制を行う場合においては、その担保 手段となるべき路上取締りの体制整備や違 反車両の確認方法の確立等も必要となる。 しかしながら、自治体によって体制や予算規 模が大きく異なる現状にあるので、対策地域 全体に流入する車をも含めた走行規制を国 の制度として一律に導入することは困難であ る。 御指摘にあった規制地域外に使用の本拠 地を書類上で移す「規制逃れ」については、 国土交通省において調査やその結果に応じ た是正の指導を行うよう鋭意努めている。現 行の自動車NOx・PM法に基づく各種の対 策によって、平成22年度までには環境基準 を概ね達成する見込みであり、東京都その 他の関係自治体がそれぞれ定めた「総量削 減計画」においてもその旨の予測がなされて いる。 環境省においても、「平成22年度までに環 境基準を概ね達成する」という目標を達成す るため、自動車NOx・PM法に基づく排ガス 性能のよい車への代替促進のほか、自動車 排出ガスの規制の強化、低公害車の普及及 促進など懸命の努力をしており、毎年同法に基 づき進捗管理を行っているところ。 また、本年度に施策の推進状況について 中間的な点検・評価を行っているところであ り、御指摘のような規制逃れの実態や対策 地域内を走行する自動車の実態などについ て、東京都をはじめとする自治体との情報の 共有を進めてまいりたい。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA170041	環境省	ディーゼル車の使用過程車対策の 抜本的な見直し	5048	5048A012	1	1	東京都	12	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	<p>自動車NOx・PM法では車検制度によって、基準を満たさない車両は対策地域に登録することができなくなるが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象とするなど、抜本的な使用過程車対策を実施すること。</p> <p>車検の時の使用過程車規制について、実効性ある対策を実施するため、大気汚染防止法に基づく車検時の規制対象項目にNOxやPMを加えること。</p>		<p>・都における深刻な大気汚染の根本的な原因は、国の自動車排出ガス規制の遅れにある。</p> <p>・大気汚染を改善し、都民、国民の生命と健康を守るためには、国の責任で使用過程車対策の抜本的な見直しを行う必要がある。</p>	